第 4 部

資料編

【１】第３部詳細データ

第１章分　詳細報告資料

高効率給湯機器の設置・購入の促進

令和４年度より環境負荷の少ないクリーンエネルギーである太陽光発電の推進を図るため、「住宅用再エネ機器導入報奨金事業」を開始しました。また、温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー機器の導入を促進しています。

対象機器及び金額、補助実績は以下のとおりです。

【住宅用再エネ機器導入報奨金事業】　　本文 p14

〇対象機器・補助額

太陽光発電システム　50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池システム　50,000 円

太陽光自家消費促進型自然冷媒 CO2 ヒートポンプ給湯器　20,000 円
（おひさまエコキュート）

〇報奨実績

	太陽光	蓄電池	おひさまエコキュート
令和５年度（台）	308	271	29

合計　608　台

低公害車の設置・購入の促進

低公害車については令和５年度に道の駅おおたにて次世代自動車の試乗会を行いました。詳細については p49 にて報告をしています。

また、一般社団法人次世代自動車振興センターで行っている、クリーンエネルギー自動車補助金制度の太田市内における交付台数は以下のとおりです。

（単位：台）

年度	H28 以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	総計
FCV					1	1		1	3
EV	163	37	49	33	12	33	160	150	637
PHV	98	64	30	21	15	40	61	74	403
ﾐﾆｶｰ/原付 EV						1		2	3
合計	261	101	79	54	28	75	221	227	1,046

第３章分　詳細報告資料

太田市内の湧水地把握状況　本文 p30　　令和 6 年 3 月 31 日現在

	湧水の名称	湧水の所在地	概要紹介
1	霞原（あしはら）	新田上田中町	綿打コミュニティ運動公園に隣接。現在は養殖場になっており、湧出点はコンクリートで囲まれており確認できない。
2	清水（しみず）	新田上田中町	太奈荷神社の西側に位置し、かつては境内にあったとされている。2010 年、地元の要望により太田市が環境配慮型の整備を実施。
3	天沼下沼（あまぬましもぬま）	新田上田中町	「ドジョウ広場」として整備され、コイなどの魚が生息している。
4	天沼上沼（あまぬまかみぬま）	新田上田中町	1966 年に都市公園として整備された。中の島には貴重な自然環境が残されている。
5	団蔵坊（だんぞうぼう）	新田大根町	大慶寺の北西に位置し、沼底から常時湧出している。近くには東山道駅路が発掘されている。
6	風吹沼（かぜふきぬま）	新田大根町	新田湧水群の北西にあり、江戸時代の村明細帳には「大宮溜」と記されている。現在も農業用水として利用されている。
7	美濃谷戸沼（みのがいとぬま）	新田大根町	北西側の池から湧出し、下流の 2 つの池は溜池として機能している。赤城山が望め、2007 年に太田市が整備。
8	妙参寺沼（みょうさんじぬま）	新田大根町	2020 年に地元の要望を受けて改修され、親水性が向上した。絶滅危惧種の「サイコクヒメコウホネ」も生育している。
9	千五郎池（せんごろういけ）	新田大根町	ホタルの里公園内にあり、天保年間の記録に「矢太神出水脇、竹藪廻出水所」として残されている。
10	矢太神沼（やだいじんぬま）	新田大根町	一級河川・石田川の水源で、新田の荘遺跡「矢太神水源」として国指定の史跡。絶滅危惧種「ナガエミクリ」が生育している。
11	重殿（じゅうどの）	新田市野井町	一級河川・大川の水源で、季節的に湧出する。新田の荘遺跡「重殿水源」として国指定の史跡で、鎌倉時代の豪族が湧水を巡り争った文献が残っている。
12	観音堂（かんのんどう）	新田市野井町	重殿の東側にあり、フェンスで囲まれている。季節的に湧出する。
13	一の字池（いちのじいけ）	新田市野井町	生品中学校の南側に位置し、水際に降りる階段やポンプ小屋跡が残っている。魚類も生息している。

	湧水の名称	湧水の所在地	概要紹介
14	三角池（さんかくいけ）	新田村田町	住宅団地開発に伴い整備され、三角形の形状から「おむすび池」とも呼ばれている。
15	三角池（さんかくいけ）	新田村田町	認定こども園「生品の風」の園庭にあり、湧水は暗渠を通じて排出されている。
16	ミタラセ	新田小金井町（医王寺）	医王寺境内にあり、季節的に湧出する。ハスが生息している。
17	本郷（ほんごう）（通木）	新田市野井町	環濠屋敷（個人宅）の外堀に位置し、湧出量が豊富で安定している。屋敷林に囲まれた自然景観が残されている。
18	弁天（べんてん）	新田市野井町	周囲を田に囲まれ、1961 年に井戸が掘られた。1985 年頃までは常時湧出していた。
19	羅釜（らがま）	新田市野井町	周囲を田に囲まれ、土地改良事業で整備された。
20	ドブゼキ	新田反町町	現在も使用されている石の水門があり、周辺農地と共に田園風景を形成している。
21	ヤチ（谷地池）	新田反町町	自然を取り入れた公園で、絶滅危惧種「ミクリ」が生息している。周辺には田園風景が残されている。
22	反町館（そりまちやかた）	新田反町町	反町館の堀でカルガモ、カワセミが飛来する。
23	江田の池（えだ　いけ）	新田中江田町	季節的に湧出し、かつては江田氏の別館庭園として使われていた。現在は児童公園として利用されている。
24	裏沼（うらぬま）／ゲタッパ沼（ぬま）	新田花香塚町	新田地域の湧水の西南端に位置し、季節的に湧出する。江戸時代には「溜」として記録され、2009 年に太田市が整備。
25	桜（さくら）の井戸（い　ど）	金山町	金山城跡ガイダンス施設の東側に位置し、昔桜の大樹の根元より水が涌き出ていた為に、この名が付き、金山城の御茶水として使用していたといわれる。
26	不明	台之郷町	太田東高校の南東部に位置し、通期で湧出するかは不明。
27	梨（なし）の井戸（い　ど）	金山町	大光院の南東（受楽寺の西脇）に位置し、梨の木の元より涌き出るので、梨の井戸といわれる。戦後は生活用水として利用されていた。通期で湧水している。

28	穴田（あなた）	新田市野井町	常時湧出している将棋駒型の池で南側の水路に流出している。 周辺は畑で窪地となっていたが宅地化が進行し、近隣には大型ショッピングセンターができている。
29	前田口（まえだぐち）	新田大根町	大間々扇状地の扇端湧水帯の谷頭部に湧出する型で、大根神社の南約 500m の住宅街にあり年間で湧出している。
30	金龍寺井戸	金山町	大光院の北金龍寺の境内、新田義貞の供養塔の東下に位置する。戦後、水道が引かれるまでは寺の生活用水として利用されていた。

生物多様性の保全　　本文 p31

（２）新田湧水群周辺に生息する希少な植物について

新田湧水群周辺には貴重な絶滅危惧種の植物が生育しています。これらの植物は将来絶滅するおそれがあります。

① ナガエミクリ（ミクリ科の多年草　絶滅危惧ＩＡ類）

学名：*Sparganium japonicum* Rothert

多年草で、湖沼や池、河川などに成育する希少な抽水・浮葉植物である。ミクリより小さく、混生地ではミクリより流れの速い所に群生する。

② ミクリ（ミクリ科の多年草　絶滅危惧ＩＢ類）

学名：*Sparganium erectum* L.

群生する多年草で、池沼、水路や溝などの水の浅いところに成育し、地下茎が横に伸びて繁殖する抽水植物。6 月～8 月に葉の間から茎を出し球状の穂をつけ、雌の穂が熟すと果実は大きな金平糖のような形になる。

③ サイコクヒメコウホネ（スイレン科コウホネ属の多年草　絶滅危惧Ⅱ類）

学名：*Nuphar saikokuensis Shiga et Kadono*

湖沼やため池、河川、水路などに生育する浮葉～抽水植物。花は径 2.5～3.5cm で花期は 6～10 月。浮葉は卵型で長さ 10～30cm、幅 7～20cm。

④ カワヂシャ（オオバコ科クワガタソウ属の越年草　準絶滅危惧種）

学名：*Veronica undulata* Wall.

水田や川岸など多湿なところに多く生育する越年草。幼苗は秋に発生し、春になって茎が立つ。5 月～6 月に葉の付け根から細長い柄を伸ばし、ふさ状に数多く白い花をつける。種子などにより繁殖する。

①ナガエミクリ

②ミクリ

③サイコクヒメコウホネ

④カワヂシャ

第４章分　詳細報告資料

各項目の概要及び、環境基準、規制基準について

（１）大気汚染

大気汚染とは工場、事業所の産業活動や車の排出ガスにより人の健康や生活環境に影響が生じてくる状態をいう。

日本における大気汚染の問題は、昭和 30 年代半ばの高度経済成長に伴い深刻化し、各種の法律の制定を経て、昭和 43 年には現在の「大気汚染防止法」が制定され、汚染物質に対する厳しい規制が行われている。また、フロンガスによるオゾン層の破壊や二酸化炭素等の増加による地球の温暖化、化石燃料の燃焼による酸性雨の多発等、国境を越える環境問題が発生し、世界的な問題となっている。こうした現象を防止するため、国際的な協力によって様々な調査、研究や対策の検討、実施がなされている。

大気汚染物質として代表的なものは硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などが挙げられる。これらについて、下表のとおり環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53. 7.11 告示)
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。(S48. 5.8 告示)
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。(H21.9.9 告示)
光化学オキシダント(O_X)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること 。(S48.5.8 告示)
大気中ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/m^3 以下であること。(H11.12.27 告示)

（２）河川水質

水質汚濁とは、河川、湖沼、海域などいわゆる公共用水域が、生活排水や産業活動により汚染され、自然環境の破壊へとつながることをいう。

水を汚濁から守るために、公共水域の保全を目的として環境基準が定められ、工場、事業所からの汚濁防止を目的として各種の規制基準や指針が制定されてきた。

平成元年 10 月には、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、有害物質による地下水汚染の未然防止及び有害物質の流出事故による環境汚染の防止を図るため、有害物質を含む汚水等の地下浸透が禁止され、地下水の水質の監視測定が行われることになった。平成 2 年 9 月には、生活排水対策の推進条文が追加され、行政と国民の責務が規定された。

公共用水域の環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域について一律に定められている。また、生活環境の保全を目的に pH、BOD 等 5 つの項目について、地域の状況に応じて 6 段階の類型化した環境基準値が定められている。水生生物の保全に関する環境基準は、公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から平成 15 年 11 月に全亜鉛、平成 24 年 8 月にノニルフェノール、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）について基準値を設定している。また、平成 22 年 3 月 12 日付けの群馬県告示で早川・石田川・休泊川について、同年 9 月 24 日付けの群馬県告示で矢場川について、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定が行われた。

これらの環境基準を達成かつ維持するため、水質汚濁防止法により特定の工場、事業所の排出水について、水質の規制が実施されたほか、各都道府県が地域の実態に合わせ、規制項目の追加や基準値の上乗せを条例により行い、水質汚濁の防止に努めている。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下		

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、既定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

A）生活環境の保全に関する環境基準

○ 河川（抜粋）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l以下	5mg/l 以上	1000CFU/100ml以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l以下	5mg/l 以上	－

※ 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。なお、BOD の年間評価は 75%水質値とする。

○ 市内河川の水域類型（利根川・渡良瀬川を除く）

類型	水域	
A	石田川上流	大川との合流点から上流
B	石田川下流	大川との合流点から利根川合流点まで
	早川下流	両毛線鉄橋から利根川合流点まで
C	休泊川	全域
	矢場川	全域

○ 市内河川の水生生物の保全に関する環境基準（利根川・渡良瀬川を除く）

		早川（全域）	石田川（全域）	休泊川（全域）	矢場川（全域）
該当類型		生物 B			
水生生物の生息状況の適応性		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域			
測定項目	全亜鉛	0.03mg/l 以下			
	ノニルフェノール	0.002mg/l 以下			
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.05mg/l 以下			

B）水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質汚濁防止法では、特定事業場に対し排水濃度の基準を設けて排出水を規制している。特定事業場とは、水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する工場・事業場のことである。

水質汚濁防止法では、約 100 種類の施設が特定施設として規定されており、公共用水域に水を排出する工場・事業場に特定施設を設置しようとする場合には届出が義務付けられている。

また、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成 24 年 6 月 1 日に施行され、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守等が新たに設けられた。

C）群馬県の生活環境を保全する条例に基づく規制基準

群馬県の生活環境を保全する条例では、水質特定事業場に対し排水濃度の基準を設けて排出水を規制している。水質特定事業場とは、群馬県の生活環境を保全する条例で定める水質特定施設を設置する工場・事業場のことである。

群馬県生活環境を保全する条例において、水質汚濁防止法で特定施設に該当しないホルムアルデヒドを使用する施設等 4 種類の施設を水質特定施設として規制している。

群馬県の生活環境を保全する条例に定める水質特定施設を有しない事業場であっても、1 日当たりの平均排水量が 10m3 以上の事業場については、生活環境項目の一部について群馬県の生活環境を保全する条例施行規則（別表第 9 の 2）の基準が適用される。

＜有害物質＞

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l	1,3－ジクロロプロペン	0.02 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チウラム	0.06 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l	シマジン	0.03 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l	チオベンカルブ	0.2 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	ベンゼン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l	ほう素及びその化合物	10 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l	ふっ素及びその化合物	8 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1 mg/l	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/l	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/l	

1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2 ほう素及びふっ素の排水基準は海域以外の公共用水域に排出されるものに限る。

＜生活環境項目＞

項目	許容限度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	日平均排水量が30 m^3 以上	日平均排水量が30 m^3 未満	
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下		
生物化学的酸素要求量	25 mg/l	60 mg/l	80 mg/l
化学的酸素要求量	25 mg/l	60 mg/l	80 mg/l
浮遊物質量	50 mg/l	70 mg/l	120 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類含有量）	5 mg/l		
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類含有量）	30 mg/l		
フェノール類含有量	1 mg/l		
銅含有量	3 mg/l		
亜鉛含有量	2 mg/l		
溶解性鉄含有量	10 mg/l		
溶解性マンガン含有量	10 mg/l		
クロム含有量	2 mg/l		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm^3		
窒素含有量	120 mg/l （日間平均 60 mg/l）		
燐含有量	16 mg/l （日間平均 8 mg/l）		
ホルムアルデヒド	10 mg/l		

1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、1 日あたりの平均的な排出水の量が 10 m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/l を超えるものを含む。以下同じ。）として、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5 ホルムアルデヒドについての排出水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第 2 条第 7 項に規定する水質特定施設を設置している事業場に係る排出水に限って適用する。

6 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排出水について適用する。

＜群馬県の生活環境を保全する条例施行規則（別表第９の２）＞

項目	許容限度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設を設置している畜産農業又はサービス業に属する事業場以外		豚房施設、牛房施設及び馬房施設を設置している畜産農業又はサービス業に属する事業場
	日平均排水量が30 m^3 以上	日平均排水量が30 m^3 未満	
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下		
生物化学的酸素要求量	25 mg/l	60 mg/l	80 mg/l
化学的酸素要求量	25 mg/l	60 mg/l	80 mg/l
浮遊物質量	50 mg/l	70 mg/l	120 mg/l

1　この表に掲げる排水基準は、1 日あたりの平均的な排出水の量が 10 m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水（浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽において処理された排出水を除く。）について適用する。

2　水素イオン濃度についての排出水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水及び水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する事業場に係る排出水に関しては、適用しない。

3　生物化学的酸素要求量についての排出水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出水基準は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。

※適用区域は、群馬県の区域に属する公共用水域である。

（３）騒音・振動

騒音とは安眠や休養を妨害する音、イライラなど生理的障害を起こす音、仕事や勉強の能率を低下させる音等「好ましくない音」「ない方がよい音」を総称して騒音という。

騒音の発生源としては、従来からの工場・交通機関、建設工事等によるもののほか、最近では店舗営業や日常生活に起因するいわゆる近隣騒音も少なくない。

環境基準騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。なお、振動に係る環境基準はない。

騒音に係る環境基準

○一般地域

地域の類型	基　　準　　値	
	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

※１）AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
（本市ではAA類型の設定はない。）
２）A ：専ら住居の用に供される地域。
３）B ：主として住居の用に供される地域。
４）C ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

○道路に面する地域

地　域　の　区　分	基　　準　　値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
幹線道路を担う道路に近接する地域（空間）	70 dB以下	65 dB以下

○区域区分

環境基準類型	区　　域
A類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、並びに用途地域の定めのない地域にあっては、特定工場騒音などについて規制する地域のうち第1種区域に指定された地域
B類型	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、並びに用途地域の定めのない地域にあっては、工場騒音などについて規制する地域のうち第2種区域に指定された地域
C類型	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、並びに用途地域の定めのない地域にあっては、工場騒音などについて規制する地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された地域

A）特定工場等における騒音・振動の規則

規制基準

【区域指定】

騒音・振動ならびに特定建設作業等について規制する区域の区分が、平成19年4月1日太田市告示141号にて下表のように指定されている。

騒音・振動規制基準適用区域区分

騒音規制法 区 域 区 分	振動規制法 区 域 区 分	区　　域
第 1 種区域	第 1 種区域	1　用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域（旧尾島町及び新田木崎町の区域を除く）の区域 2　用途地域のうち新田早川町の近隣商業地域の区域 3　市街化調整区域のうち新田瑞木町及び新田上江田町のうち 1501 番地から 1513 番地までの区域
第 2 種区域		1　用途地域のうち第一種中高層住居専用地域の区域（旧尾島町及び新田木崎町の区域に限る） 2　用途地域のうち第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、新田木崎町の近隣商業地域及び市街化調整区域（騒音第 1 種区域を除く）の区域 3　旧藪塚本町の区域
第 3 種区域	第 2 種区域	1　用途地域のうち準住居地域、近隣商業地域（騒音第 1 種区域及び騒音第 2 種区域を除く）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域 2　用途地域のうち新田市野倉町の工業専用地域の区域
第 4 種区域		用途地域のうち工業専用地域（騒音第 3 種区域を除く）の区域

【騒音】

著しい騒音を発生する施設を設置する工場等の操業に伴う騒音について、区域、時間帯により規制基準が定められている。

騒音規制基準

区域	昼間（8 時～18 時）	朝夕（6 時～8 時） （18 時～21 時）	夜間（21 時～6 時）
第 1 種区域	45 dB	40 dB	40 dB
第 2 種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第 4 種区域	70 dB	65 dB	55 dB

【振動】

騒音と同様に、規制基準が定められている。

振動規制基準

区域	昼（8 時～19 時）	夜間（19 時～8 時）
第 1 種区域	65 dB	55 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

B）特定建設作業に係る騒音・振動の規制

くい打など特定建設作業に伴う騒音、振動の規制は、下表のとおりである。

太田市における特定建設作業の届出状況は、くい打機やさく岩機を使用する作業が多い。これらの届出時に、基準を守り周辺へ悪影響をおよぼさないよう、また周辺住民への周知に努力するよう指導している。

騒音・振動の規制基準

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制

基準／作業	特定建設作業場所の敷地境界線における騒音基準値	夜間作業		1 日の作業時間		作業時間	日曜日その他の休日作業
		第1・2・3・4 種の一部	左記以外の区域	第1・2・3・4 種の一部	左記以外の区域		
くい打機 びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ バックホウ ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ ブルドーザー	85 dB	午後 7 時から午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時から午前 6 時までは行わないこと	10 時間を超えて行わないこと	14 時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと	行わないこと

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制

基準／作業	特定建設作業場所の敷地境界線における騒音基準値	夜間作業		1 日の作業時間		作業時間	日曜日その他の休日作業
		第1・2・3・4 種の一部	左記以外の区域	第1・2・3・4 種の一部	左記以外の区域		
くい打機 鋼球使用 舗装版破砕機 空気圧縮機 ブレーカー	75 dB	午後 7 時から午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時から午前 6 時までは行わないこと	10 時間を超えて行わないこと	14 時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと	行わないこと

備考

夜間作業	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
1 日の作業時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
作業時間	災害等で緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜日その他の休日	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

C）自動車騒音の限度、道路交通振動の限度

道路沿線住民の生活環境の保全を目的に、道路における騒音、振動の限度が下表のとおり定められており、これらの限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める時は、騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条第 1 項により公安委員会、道路管理者等にその改善に資する為の意見又は要請を行うことができる。

自動車騒音の限度

区　域　の　区　分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

※自動車騒音の限度に関する補足

- a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
  1　a 区域　専ら住居のように供される区域
  2　b 区域　主として住居の用に供される区域
  3　c 区域　相当数の住居と合わせて商業、工業等のように供される区域
- 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 時間の区分は、昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時

道路交通振動の限度

区域	昼間　(8 時～19 時)	夜間　(19 時～8 時)
第　1　種　区　域	65 dB	60 dB
第　2　種　区　域	70 dB	65 dB

注）道路交通振動における区域区分は騒音規制法による区域区分のうち以下のとおりである。
道路交通振動の 1 種区域は騒音規制法による 1 種、2 種区域をあてはめる
道路交通振動の 2 種区域は騒音規制法による 3 種、4 種区域をあてはめる

【参考】

道路に面する地域の環境基準

①近接空間における環境基準値　：昼間７０dB 以下　夜間６５dB 以下

②非近接空間における環境基準値：昼間６０dB 以下　夜間５５dB 以下（Ａ地域）
昼間６５dB 以下　夜間６０dB 以下（Ｂ・Ｃ地域）

※近接空間　　＝2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端から２０ｍまでの範囲、または、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端から１５ｍまでの範囲

※非近接空間　＝評価範囲のうち近接空間以外の場所

D）飲食店営業等における騒音規制

カラオケ装置など、音響機器を使用する飲食店等における騒音について、群馬県生活環境を保全する条例で、音響機器の使用制限や規制が下表のとおり行われている。

飲食店営業等における騒音規制基準

区域	許容限度（22 時～翌日 6 時）	対　象　営　業
第 1 種区域	40 dB	飲食店営業 喫茶店営業 ボウリング場営業 ゴルフ練習場営業 テニス練習場営業 バッティング練習場営業
第 2 種区域	45 dB	
第 3 種区域	50 dB	
第 4 種区域	55 dB	

※区域の区分は「騒音・振動規制基準適用区域区分」参照

音響機器の使用限度

対象地域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	23 時～6 時まで使用禁止。（ただし、外に漏れない場合はこの限りではない。）	カラオケ装置 ステレオセット・拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器	飲食店営業

※ 罰則（条例第 77 条、第 133 条）

（４）悪臭

悪臭対策は、悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）に基づき地域指定を行い、地域ごとの規制基準を定めて行っている。

当市では平成２年４月１日より特定悪臭物質 22 物質を規制する『物質濃度規制』により規制を実施し、臭気強度に対応する濃度を規制基準としていた。

悪臭苦情は、浄化槽や側溝水路など都市生活に起因する場合と、塗装、印刷、廃プラスチックの焼却などの事業系の場合がある。従来の『物質濃度規制』では特定悪臭物質 22 物質しか規制ができず、様々な臭いが混ざった複合臭に対応することが困難な状況であったが、平成１７年３月２８日に尾島町、新田町及び藪塚本町と合併したことに伴い、平成１９年１０月１日より規制方法を『物質濃度規制』から『臭気指数規制』に変更し、規制地域を太田市全域に拡大した。

困難であった複合臭にも対応できる体制となり、『臭気指数』は人間の嗅覚を用いて測定するため、住民の被害感覚と一致しやすいという利点もある。

『臭気指数規制』による規制基準、規制地域はとおりである。

『臭気指数規制』とは人の嗅覚でその臭気を感じられなくなるまで気体又は水で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）をもとに次の式で算出。

臭気指数＝10×log（臭気濃度）

例えば、ある気体の臭いを１００倍に薄めたときに、その気体が無臭となれば、臭気濃度は１００となり、それを臭気指数計算すると、$10\times\log^{100}=10\times2=20$ となる。

敷地境界における規制基準

都市計画用途地域	臭気指数	都市計画用途地域	臭気指数
第一種低層住居専用地域	15	近隣商業地域	15
第二種低層住居専用地域	15	商業地域	15
第一種中高層住居専用地域	15	準工業地域	21
第二種中高層住居専用地域	15	工業地域	21
第一種住居地域	15	工業専用地域	21
第二種住居地域	15	市街化調整区域	21
準住居地域	15	用途未指定地域（非線引き）	21

（５）土壌汚染

土壌汚染対策法は土壌汚染の発見、把握、健康被害の防止を目的に平成１４年に制定され、平成１５年２月１５日に施行された。

平成２２年４月１日には、法に基づかない汚染の発見が多数を占めたため、汚染の状況の把握の機会を増やすことを目的に大幅改正され、健康被害の防止が図られてきたところである。

この改正が行われて５年が経過した段階で、国は中央環境審議会において検討を行い、平成２９年５月１９日に改正土壌汚染対策法が公布され、平成３０年４月１日に第一段階、平成３１年４月１日に第二段階が施行された。特に第２段階施行においては大幅改正が行われ、主に土壌汚染状況調査の契機を拡大したことにより、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散の防止に努めている。主な改正内容は以下のとおり。

①　一時的免除中の土地における土地の形質変更時の届出義務の創設（法第３条第７項）

旧法では、有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査が一時的に免除中の土地について、3,000 ㎡以上の土地の形質の変更がある場合（法第４条）に届出の必要があり、3,000 ㎡未満であれば届出をせずに土地の形質の変更を行うことができた。

改正法では、900 ㎡以上の土地の形質の変更についての届出義務が創設され、土壌汚染状況調査を行うこととなった。

②　法第４条の土地の形質の変更の届出面積の縮小

旧法では、法第４条の土地の形質の変更に係る届出要件面積を 3,000 ㎡以上としており、有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地についても 3,000 ㎡以上であった。

改正法では、有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地については、900 ㎡以上の土地の形質の変更時に届出が必要となり、土壌汚染状況調査を行うこととなった。（こういった土地以外については旧法と同様に 3,000 ㎡以上。）

（６）土砂等の汚染の防止

汚染された土砂の搬入防止を目的に、太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例が平成 30 年 12 月 18 日に制定され、平成 31 年 4 月 1 日から施行された。

土砂は市域を跨ぐものであり、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 25 年 6 月 21 日制定）を補完するものとして、市町村が独自に条例を制定している。県と市町村の業務区分は、土砂搬入予定区域の広さで分けられている。（1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満は太田市、3,000 ㎡以上であれば群馬県へ届出をすること。）

なお、条例の主な規制内容は次のとおりである。

①　土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する。

②　土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する 10 日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付の上、届出書を提出しなければならない。

③　定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施する。

足尾銅山山元対策について

（１）経過

渡良瀬川は、栃木県日光市足尾町を起点として大間々から平野部へと流下し、埼玉県栗橋で利根川と合流する。

渡良瀬川鉱害の始まりは、明治 12 年頃のあいつぐ魚類の変死、明治 23 年の大洪水の発生と言われている。農民運動もこの頃から始まり、山元対策や農地への石灰散布等が行われたが、戦前の富国強兵政策のもとでは十分な鉱毒対策は講じられなかった。

昭和 33 年、源五郎沢堆積場の決壊により、下流では鉱毒根絶運動が再燃した。昭和 43 年には旧水質保全法により大間々町（現みどり市）高津戸地点で、銅濃度 0.06mg/l の水質基準が設定され、昭和 45 年に公布された水質汚濁防止法の排水基準は、同法の規定に基づく栃木県条例により、上乗せ基準として 1.3 mg/l が渡良瀬川に定められた。

汚染農地については昭和 45 年に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下 農用地土壌汚染防止法という）が施行され、昭和 47 年にカドミウム汚染田 39.45ha（桐生市を含む）指定され、昭和 49 年には銅項目の追加により太田市と桐生市にわたって 377.81ha（カドミウムの重複を含む）が指定された。さらに平成 11 年 2 月に銅に係る対策地域として 1.52ha、平成 15 年 8 月に 1.17ha、平成 17 年 3 月に 0.29ha の農用地（太田市）が追加指定された。昭和 57 年 1 月から工事を再開し、土壌汚染対策は、平成 11 年度をもって対策工事が完了したが、汚染の恐れがある農用地については、引き続き監視活動が行われている。

（２）住民運動

昭和 33 年に設立された渡良瀬川鉱毒根絶毛里田期成同盟会は、昭和 47 年に公害紛争処理法の規定に基づき、古河鉱業㈱に対し被害補償を求める調停を総理府公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に提起した。内容は申請人 971 人、被害面積 471ha の過去 20 年にわたる損害賠償金 38 億 7785 万 6150 円を求めるものであった。昭和 49 年 5 月 10 日に公調委にて調停案が示され、翌日、被害補償金 15 億 5 千万円で成立した。また、昭和 51 年 12 月 1 日には直接古河鉱業㈱と交渉していた太田市韮川地区鉱害根絶期成同盟会（昭和 49 年 10 月 25 日から交渉、被害民 546 人、230ha、過去 22 年、請求額 13 億 6882 万 2400 円）が 1 億 1 千万円で解決した。更に、毛里田地区の調停申請もれの 34 名（請求額 5264 万 6518 円、6.46ha）についても群馬県に調停申請を行い、昭和 52 年 12 月 23 日、前回の調停申請の継続として総理府公害等調整委員会において和解調印した。

平成 6 年 10 月 11 日、渡良瀬川鉱毒根絶毛里田期成同盟会と韮川地区鉱害根絶期成同盟会が合併し、渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会を設立、「鉱毒根絶の碑」の建立等を行い、土地改良事業、山元対策、良好な農業用水と安全な飲料水の確保等の促進要請のための運動を続け、現在に至っている。

（３）古河鉱業㈱との公害防止協定

昭和 51 年 7 月 30 日、古河鉱業㈱（現在、古河機械金属㈱）と群馬県、桐生市、太田市の間で締結された公害防止協定に基づいて自治体三者（以下「三者」）による平水時立入調査を年 7 回実施している。令和５年度調査結果は後述の表「平水時公害防止協定立入調査結果」のとおりである。

また、三者では、台風などにより渡良瀬川上流のオットセイ岩付近の流量が 50t/秒を超え、かつその状況が継続すると判断される時は降雨時立入調査を実施しているが、令和５年度の実施はなかった。

群馬県は、昭和 44 年から渡良瀬川高津戸地点で実施してきた灌漑期調査は平成 21 年度をもって終了し、令和 5 年度も河川通年調査として水質調査を実施した。調査結果は表「令和 5 年度渡良瀬川水質調査結果（高津戸地点）」のとおりである。なお、鉱害防止事業の進捗状況の調査（足尾山元調査）を三者にて年 2 回実施し、翌年の対策事業に反映されるよう協議を行っている。

（４）東日本大震災関連

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により源五郎沢堆積場から約 3,000m^3 の堆積物がわたらせ渓谷鐵道及び渡良瀬川に流出した。翌日 3 月 12 日に沢入発電所取水堰で採水した結果、鉛の値が環境基準値を超過したが、流出土砂撤去後の 3 月 15 日の採水では、環境基準値以下となった。

古河機械金属㈱では堆積場内の地盤調査・解析等を実施し、得られた結果を元に恒久対策工事を実施している。三者としても今後このような事故が起こらないよう足尾山元調査等で監視を強化し、必要な対策について要請している。

平成 27 年に、国から示された集積場に係る技術指針に基づき源五郎沢堆積場と原堆積場の対策工事が完了した。

（５）太田市足尾鉱毒展示資料室

太田市における足尾鉱毒被害に関する貴重な資料を永く後世に伝える施設として平成 27 年 5 月 27 日「太田市足尾鉱毒展示資料室」が太田市学習文化センター2 階に開室した。

○展示内容　渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会運動の軌跡

・公害等調整委員会における昭和 47 年（調）第 8・9・14 号併合事件資料

・毛里田地区減収被害水稲及び麦

・渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会所蔵運動写真

・「足尾鉱毒の図」（丸木位里・丸木俊制作）　ほか

○開室時間　9:00～16:30

○休室日　　毎週月曜日及び年末年始（12/29～1/4）

平水時公害防止協定立入調査結果

区分	調査場所	年 月 日	流量 (m³/s)	pH	浮遊物質量 (mg/l)	銅 (mg/l)	砒素 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	鉛 (mg/l)	ｶﾄﾞﾐｳﾑ (mg/l)
足尾事業所排水	製錬工場排水口	排水休止中								
	製錬カラミ排水口	排水休止中								
	中才浄水場排水口	R05.05.11	0.17	7.2	1	0.04	＜0.001	0.10	＜0.005	0.0005
		R05.06.01	0.20	7.1	1	0.05	＜0.001	0.09	＜0.005	0.0006
		R05.07.06	0.23	7.2	1	0.05	＜0.001	0.08	＜0.005	0.0008
		R05.08.03	0.19	7.1	1	0.03	＜0.001	0.06	＜0.005	0.0005
		R05.09.07	0.28	7.2	2	0.08	＜0.001	0.13	＜0.005	0.0008
		R05.11.09	0.20	7.2	1	0.03	＜0.001	0.08	＜0.005	0.0006
		R06.02.01	0.14	7.2	3	0.10	＜0.001	0.24	＜0.005	0.001
	簀子橋堆積場上澄水	R05.05.11	0.01	7.6	＜1	＜0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.06.01	0.01	7.4	＜1	＜0.01	0.003	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.07.06	0.01	7.6	＜1	＜0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.08.03	0.01	7.5	＜1	＜0.01	0.004	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.09.07	0.01	7.6	＜1	＜0.01	0.004	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.11.09	0.01	7.6	＜1	＜0.01	0.004	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
		R06.02.01	0.01	7.5	＜1	＜0.01	0.003	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
公共用水域	渡良瀬川沢入発電所取水堰	R05.05.11	10.06	7.5	＜1	0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.06.01	6.35	7.3	＜1	0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.07.06	11.12	7.4	＜1	0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.08.03	7.51	7.4	＜1	0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.09.07	14.48	7.4	1	0.01	0.002	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.11.09	7.41	7.5	＜1	0.01	0.002	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R06.02.01	2.89	7.3	＜1	0.01	0.002	0.02	＜0.005	＜0.0003
	渋川渋川橋下	R05.05.11	0.03	7.4	3	＜0.01	0.003	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.06.01	0.03	7.2	＜1	＜0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.07.06	0.03	7.4	5	＜0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.08.03	0.03	7.2	3	＜0.01	0.004	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.09.07	0.03	7.2	3	＜0.01	0.003	0.01	＜0.005	＜0.0003
		R05.11.09	0.03	7.5	2	＜0.01	0.002	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
		R06.02.01	0.02	7.3	3	＜0.01	0.003	＜0.01	＜0.005	＜0.0003
	庚申川切幹橋下	R05.05.11	—	7.4	＜1	0.02	0.003	0.03	＜0.005	＜0.0003
		R05.06.01	—	7.4	＜1	0.02	0.003	0.03	＜0.005	＜0.0003
		R05.07.06	—	7.4	＜1	0.04	0.003	0.05	＜0.005	＜0.0003
		R05.08.03	—	7.5	＜1	0.02	0.004	0.03	＜0.005	0.0003
		R05.09.07	—	7.4	1	0.03	0.003	0.04	＜0.005	＜0.0003
		R05.11.09	—	7.5	＜1	0.02	0.003	0.03	＜0.005	＜0.0003
		R06.02.01	—	7.3	＜1	0.01	0.002	0.02	＜0.005	＜0.0003
公害防止協定値			—	5.8～8.6	—	0.91	0.07	3.5	0.07	0.07
環境基準値（A類型）			—	6.5～8.5	25	—	0.01	0.03	0.01	0.003

令和５年度渡良瀬川水質調査結果（高津戸地点）

分析機関：群馬県衛生環境研究所

※pH を除く浮遊物質量及び重金属の単位は、mg/l

採水日	pH	浮遊物質量	銅	砒　素	亜　鉛	鉛	カドミウム
令和５年04月12日	7.8	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.004	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年05月10日	7.8	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.003	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年06月07日	7.7	2	＜ 0.01	＜ 0.005	0.003	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年07月05日	7.6	3	＜ 0.01	＜ 0.005	0.004	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年08月09日	7.5	7	＜ 0.01	＜ 0.005	0.004	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年09月14日	7.6	2	＜ 0.01	＜ 0.005	0.004	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年10月05日	7.6	2	＜ 0.01	＜ 0.005	0.002	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年11月01日	7.7	2	＜ 0.01	＜ 0.005	0.002	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和５年12月06日	7.6	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.004	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和６年01月10日	7.8	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.005	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和６年02月08日	7.7	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.002	＜ 0.005	＜ 0.0003
令和６年03月06日	7.7	1	＜ 0.01	＜ 0.005	0.01	＜ 0.005	＜ 0.0003
環境基準値（A類型）	6.5～8.5	25	－	0.01	0.03	0.01	0.003

資料：古河機械金属㈱足尾事業所鉱害防止事業等の概要

※　堆積場の概要については令和 6 年 3 月末現在

堆積場の名称	堆積場の概要	鉱害防止事業等の内容
松木堆積場	カラミの堆積場で、明治 45 年 3 月から昭和 35 年 10 月まで使用 面積：208,000 ㎡、集積量：586,200 ㎥	汚染源調査、汚染源搬出、湛水池整備、平坦部植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 61 年に事業完了。なお、公害防止協定において、緑化対策を要請している。
高原木堆積場	捨石の堆積場で明治 34 年 1 月から昭和 35 年 4 月まで使用 面積：66,871 ㎡、集積量：1,145,324 ㎥	場内排水路整備、整形、覆土植栽、補植、上部平坦部緑化を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 61 年に事業完了。
京子内堆積場	捨石の堆積場で、明治 30 年 5 月から昭和 10 年 3 月まで使用 面積：9,900 ㎡、集積量：180,000 ㎥	捨石の流出は無く、浸透水は廃水処理場で処理されている。場内は全面舗装、法面の覆土植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 50 年に事業完了。
深沢堆積場	沈殿物の堆積場で、大正 3 年 12 月から大正 14 年 5 月まで使用 面積：27,000 ㎡、集積量：88,151 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 51 年に事業完了。
有越沢堆積場	捨石の堆積場で、明治 45 年 1 月から昭和 28 年 1 月まで使用 面積：123,000 ㎡、集積量：1,822,214 ㎥	雨裂浸食部（C 地区）を挟んだ A、B 地区については整形工事、排水路工事、植栽工事。C 地区については緑化工事、浸食流出工事を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 63 年に事業完了。なお、公害防止協定において、緑化対策を要請している。
天狗沢堆積場	捨石の堆積場で、昭和 12 年 10 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：112,550 ㎡、集積量：463,640 ㎥	サンド部整形工事、排水路工事、フラックス採取を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 62 年に事業完了。
畑尾堆積場	捨石の堆積場で、昭和 33 年 11 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：9,430 ㎡、集積量：13,762 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 49 年に事業完了。

堆積場の名称	堆積場の概要	鉱害防止事業等の内容
宇都野堆積場	捨石の堆積場で、明治 30 年 5 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：7,700 ㎡、集積量：31,874 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 48 年に事業完了。平成 30 年度に地盤改良工事完了。
桧平堆積場	捨石の堆積場で、昭和 18 年 12 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：3,330 ㎡、集積量：37,578 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 48 年に事業完了。令和元年度に地盤改良工事完了。
砂畑堆積場	捨石、沈殿物の堆積場で、昭和 28 年 5 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：11,817 ㎡、集積量：59,670 ㎥	覆土、整形を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 49 年に事業完了。現在は、病院敷地として利用。
原堆積場	捨石の堆積場で、大正 6 年 6 月から昭和 35 年 1 月まで使用 面積：281,543 ㎡、集積量：1,439,131 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 55 年に事業完了。公害防止協定において、緑化及び流出土砂の適正な処理を要請し、平成 27 年度に安定化対策工事完了。
源五郎沢堆積場	捨石の堆積場で、昭和 18 年 10 月から昭和 34 年 12 月まで使用 面積：30,960 ㎡、集積量：139,855 ㎥	覆土、植栽を金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業として実施し、昭和 47 年に事業完了。公害防止協定において、流出土砂の適正な処理を要請し、平成 27 年度に安定化対策工事完了。
簀子橋堆積場	沈殿物の堆積場で、昭和 35 年 2 月より使用を始め現在使用中 面積：217,650 ㎡、堤長：337m 堤体：2,369,900 ㎥ （最終計画量　2,379,500 ㎥） 集積量　5,183,976 ㎥ （最終計画量　6,924,600 ㎥、 最終計画時堆積物高さ　97m）	現在使用中の堆積場で、廃水処理場沈殿物を堆積させている。

＊「捨石」とは、採鉱、採炭、選鉱、選炭の過程で選別の結果、廃棄された岩塊・岩片等をいい、「ぼた」、「ずり」、「スライム」ともいう。

資料：足尾付近図

足尾事業所排水口

① 製錬工場排水口
② 製錬工場カラミ廃水排水口
③ 間藤浄水場（排水なし）
④ 中才浄水場
⑤ 簀子橋堆積場上澄水排水口

公共用水域

⑥ 足尾ダム
⑦ 古川橋下
⑧ 出　　川
⑨ 南橋橋下
⑩ 深　　沢
⑪ 間藤橋下
⑫ 大黒橋下
⑬ 渋川橋下
⑭ 有 越 沢
⑮ 切幹橋下
⑯ オットセイ岩
⑰ 高 津 戸

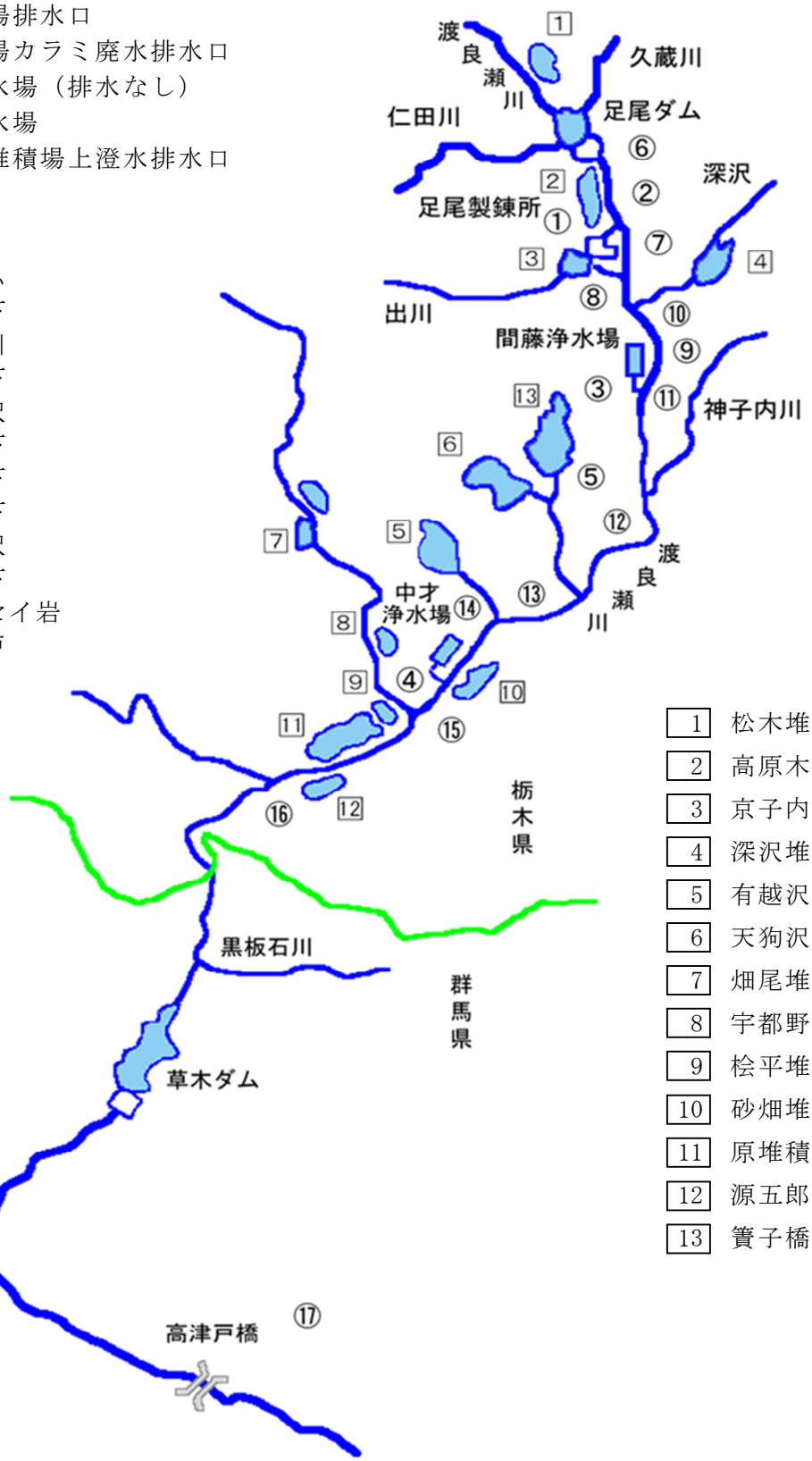

1 松木堆積場
2 高原木堆積場
3 京子内堆積場
4 深沢堆積場
5 有越沢堆積場
6 天狗沢堆積場
7 畑尾堆積場
8 宇都野堆積場
9 桧平堆積場
10 砂畑堆積場
11 原堆積場
12 源五郎沢堆積場
13 簀子橋堆積場

水質の測定結果について

○公共用水域水質測定結果

早川下流（前島橋）

項目	類型	測定結果	環境基準
水素イオン濃度	B	7.6	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（mg/L）		2.9	3 以下
浮遊物質（mg/L）		13	25 以下
溶存酸素量（mg/L）		8.9	5 以上
大腸菌数（CFU/100mL）		680	1,000 以下

石田川上流（大川合流前）

項目	類型	測定結果	環境基準
水素イオン濃度	A	7.6	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（mg/L）		1.4	2 以下
浮遊物質（mg/L）		11.3	25 以下
溶存酸素量（mg/L）		8.6	7.5 以上
大腸菌数（CFU/100mL）		1,000	300 以下

石田川下流（古利根橋）

項目	類型	測定結果	環境基準
水素イオン濃度	B	7.6	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（mg/L）		1.8	3 以下
浮遊物質（mg/L）		7.5	25 以下
溶存酸素量（mg/L）		9.0	5 以上
大腸菌数（CFU/100mL）		760	1,000 以下

※測定結果の水質の値について，ＢＯＤは 75％値、大腸菌数は 90％値、ほかの項目は年平均値。

○特定施設及び水質特定施設の届出状況

特定施設及び水質特定施設（以下「特定施設等」という。）が設置されている工場・事業場（以下「特定事業場」という。）は、令和６年３月末現在、市内に357事業場あり、その業種別内訳は下表のとおりです。

特定施設番号	業種・特定施設名	特定事業場（水濁法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの）				合計
		一日当たりの平均排水量50m³ 以上の事業場	うち、有害物質使用特定事業場	一日当たりの平均排水量50m³ 未満の事業場	うち、有害物質使用特定事業場	
1の2	畜産農業			13		13
2	畜産食料品製造業			2		2
3	水産食料品製造業			2		2
4	保存食料品製造業	5		8		13
8	パン・菓子製造業			1		1
10	飲料製造業の用に供する施設	2		5		7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業			1		1
16	めん類製造業			2		2
17	豆腐・煮豆製造業	2		5		7
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1				1
33	合成樹脂製造業	1	1			1
46	その他有機化学工業製品製造業			2	2	2
47	医薬品製造業	1				1
54	セメント製造業			1		1
55	生コンクリート製造業			3		3
61	鉄鋼業	1				1
63	金属製品・機械器具製造業	9	6	9	3	18
64の2	水道・工業用水道施設	2		1		3
65	酸・アルカリ表面処理施設	5	4	20	15	25
66	電気めっき施設	6	6	2	2	8
66の3	旅館業	4		19		23
66の4	共同調理場	1				1
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業	4		2		6
66の6	飲食店			6		6
67	洗たく業	5		38	4	43
68	写真現像業			1	1	1
68の2	病院	1		1		2
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			4	1	4
71	自動式車両洗浄施設			92		92
71の2	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場	1	1	8	6	9
71の3	一般廃棄物処理施設			1	1	1
71の4	産業廃棄物処理施設			2	2	2
71の5	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等による洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）			5	5	5
72	し尿処理施設	43	1	2		45
73	下水道終末処理施設	3				3
74	特定事業場からの排水処理施設	1		1		2
合計		98	19	259	42	357

○特定事業場への立入調査の状況

市では水質汚濁防止法第 22 条に基づき、排水基準遵守状況を調査するため、特定事業場への立入調査を実施しています。

令和５年度特定事業場への立入調査件数（水質検査を実施したもの）は、のべ２１件で、その内排水基準超過件数は、のべ２件でした。超過原因は未処理汚水の放流や排水処理施設の不適切管理によるものでしたが、排水基準超過事業場に対し集中的に立入検査・行政指導を実施したところ、水質改善措置が図られました。

立入検査における排水基準適合状況

調査年度	R3	R4	R5
調査事業場数	21	21	21
基準適合事業場数	12	15	19
基準不適合事業場数	9	6	2
基準適合率（%）	57.1	71.4	90.5

令和3～令和5年度における業種別不適合状況

年度業種	R3	R4	R5	計
製造業（金属製品関係）	0	2	1	3
製造業（飲食料品関係）	8	4	1	13
農業（畜産業）	1	0	0	1
製造業（その他）	0	0	0	0
洗濯業	0	0	0	0
飲食店	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	9	6	2	17

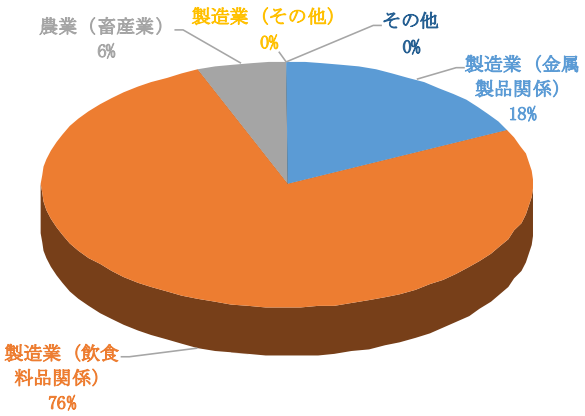

令和3～令和5年度における項目別不適合状況

年度項目	R3	R4	R5	計
BOD	9	5	2	16
pH	4	1	0	5
大腸菌群数	3	1	1	5
SS（浮遊物質量）	4	2	1	7
りん含有量	1	0	0	1
窒素含有量	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
合計	22	9	4	35

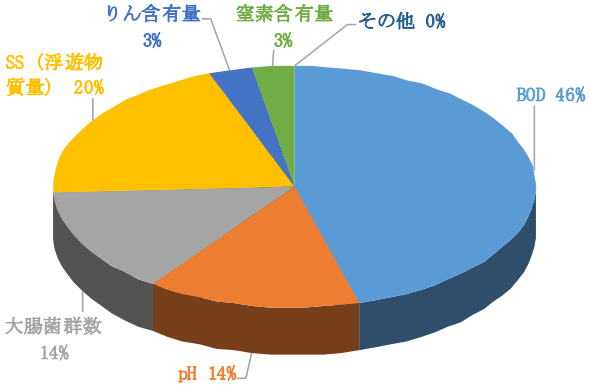

○地下水概況調査結果

地下水概況調査における環境基準超過井戸

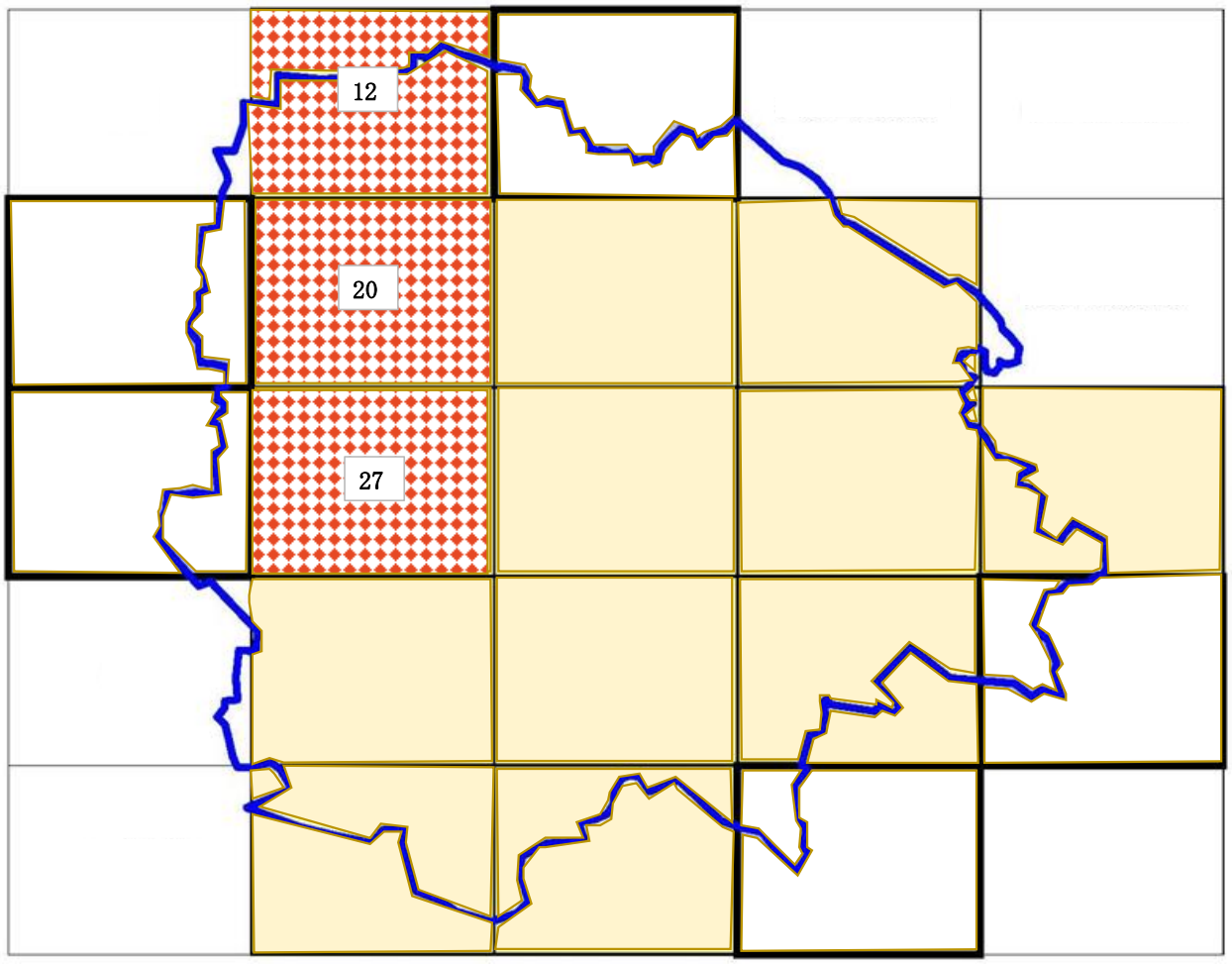

	環境基準を超過しなかった地点
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準10を超過） ※数字は測定値で単位はmg/L

騒音調査の測定結果について

○自動車騒音常時監視（面的評価）結果

評価対象路線

路線名	車線数	始点	終点	延長
前橋館林線	2	太田市新田上田中町	太田市龍舞町	14.1 km
足利千代田線	2	太田市沖之郷町	太田市龍舞町	6.1 km
桐生伊勢崎線	2	太田市大原町	太田市大原町	1.9 km
妻沼小島太田線	2	太田市牛沢町	太田市西本町８	5.2 km
太田桐生線	2	太田市東金井町	太田市吉沢町	6.7 km

○評価区間全体

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
2,770	2,567	181	0	22

○近接空間

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
1,008	816	177	0	15

○非近接空間

評価対象住居等総戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
1,762	1,751	4	0	7

【参考】道路に面する地域の環境基準

①近接空間における環境基準値　：昼間 70 dB 以下　夜間 65 dB 以下

②非近接空間における環境基準値：昼間 60 dB 以下　夜間 55 dB 以下（A 地域）

昼間 65 dB 以下　夜間 60 dB 以下（B・C 地域）

※近接空間　＝2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端から 20m までの範囲、または、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端から 15m までの範囲

※非近接空間　＝評価範囲のうち近接空間以外の場所

○環境騒音測定結果

<table>
<tr><th rowspan="2">地点名
用途地域</th><th rowspan="2">区
域</th><th colspan="2">昼間（L_{Aeq}）ｄＢ</th><th colspan="2">夜間（L_{Aeq}）ｄＢ</th></tr>
<tr><th>測定結果</th><th>環境基準</th><th>測定結果</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td>太田市社会教育センター
第１種中高層住居専用地域</td><td>A</td><td>46</td><td rowspan="2">55</td><td>40</td><td rowspan="2">45</td></tr>
<tr><td>休泊行政センター
市街化調整区域</td><td>B</td><td>48</td><td>40</td></tr>
<tr><td>強戸ふれあいセンター
近隣商業地域</td><td>C</td><td>47</td><td>60</td><td>37</td><td>50</td></tr>
<tr><td>藪塚本町中央公民館
無指定</td><td>B</td><td>44</td><td rowspan="3">55</td><td>38</td><td rowspan="3">45</td></tr>
<tr><td>新田庁舎
市街化調整区域</td><td>B</td><td>47</td><td>41</td></tr>
<tr><td>尾島庁舎
市街化調整区域</td><td>B</td><td>49</td><td>42</td></tr>
</table>

ダイオキシン類の測定結果について

○大気中ダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/m^3

<table>
<tr><th rowspan="2">採取場所</th><th rowspan="2">採取日</th><th colspan="2">大気
ダイオキシン類濃度</th></tr>
<tr><th>測定結果</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td>尾島庁舎</td><td>R5.7.21～7.28
R6.1.22～1.29</td><td>0.011
0.007</td><td rowspan="3">0.6</td></tr>
<tr><td>新田庁舎</td><td>R5.7.21～7.28
R6.1.22～1.29</td><td>0.011
0.006</td></tr>
<tr><td>休泊行政センター</td><td>R5.7.21～7.28
R6.1.22～1.29</td><td>0.008
0.007</td></tr>
</table>

安心・安全な生活環境の保全

（１）まちの環境美化に関する市民の意識の向上について　　本文ｐ43, 56

ポイ捨てを防止し、清潔できれいなまちづくりを特に推進する必要がある地区をポイ捨て防止重点地区に指定し、ポイ捨ての防止に関する啓発などを行っています。

現在は 15 地区それぞれで行政区を指定し、2 年毎に入れ替えを行っています。

ポイ捨て防止重点地区（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

太田地区	栄町	毛里田地区	吉沢町一区
九合地区	内ケ島町	尾島地区	尾島東部
沢野地区	高林北町	木崎地区	中江田北高尾
韮川地区	矢場新町	生品地区	村田
鳥之郷地区	長手町	綿打地区	上田中
強戸地区	寺井町	藪塚東部地区	新星
休泊地区	龍舞町三区	藪塚西部地区	大久保一区
宝泉地区	新道町		

※太田市ポイ捨ての防止に関する条例（平成 17 年太田市条例第 183 号）第 12 条第 1 項の規定による。

【活動実績】

・ポイ捨て防止啓発看板の設置及び啓発文入りポケットティッシュの配布。

・ポイ捨て防止重点地区の指定期間は２年間となっており、令和５年度は指定期間１年目となりました。地区住民への周知として、ポイ捨て防止についてのチラシを回覧し協力を呼びかけ、ポイ捨ての多い場所やゴミステーションの見回りを重点的に行ったり、地域の実情に合わせた活動が定着しており、活動に工夫も見られるようになりました。

※ポイ捨て防止重点地区　活動の様子

（３）地域の清掃活動について　　本文 p43, 56

・クリーン作戦

「私達の街は私達の手で」を合言葉に、快適で潤いのある生活環境を保つことを目的として全市一斉でボランティア清掃（クリーン作戦）を毎年２回、５月と９月の最終日曜日に行っています。

クリーン作戦ごみ回収量

期　　日		春（5 月 28 日）	秋（9 月 24 日）	合計
可燃ごみ収集量		74.06ｔ	91.23ｔ	165.29ｔ
不燃ごみ収集量		11.44ｔ	10.10ｔ	21.54ｔ
廃家電４品目（不燃に含む）	テレビ	40 台	20 台	60 台
	エアコン	7 台	5 台	12 台
	洗濯機	4 台	3 台	7 台
	冷凍・冷蔵庫	19 台	4 台	23 台
	合計	70 台	32 台	102 台

・おおた南一番街クリーンアップ

【クリーンアップキャンペーン】

活動内容　推進員と市職員によりのぼり旗及びクリーンアップ条例のラミネートを掲示し、利用者及び通勤・通学者へ周知する。

実施場所　太田駅南口付近、太田中央交番交差点、太田環状線交差点

第 １ 回　１２月　８日（金）　１８：００～１８：４０

第 ２ 回　　１月１９日（金）　１８：００～１８：３０

【巡回清掃活動】

活動内容　推進員と市職員により８月～１２月（５か月）の毎月第３月曜日（９月は火曜日）に３０分程度の巡回清掃活動を実施する。

実施場所　太田駅前から太田環状線まで

第 １ 回　　８月２１日（月）　１７：００～１７：４５
可燃ごみ（20kg）、不燃ごみ（10kg）

第 ２ 回　　９月１９日（火）　１７：００～１７：４０
可燃ごみ（10kg）、不燃ごみ（10kg）

第 ３ 回　１０月１６日（月）　１５：００～１５：４０
可燃ごみ（10kg）、不燃ごみ（10kg）

第 ４ 回　１１月２０日（月）　１５：００～１５：４５
可燃ごみ（10kg）、不燃ごみ（10kg）

第 ５ 回　１２月１８日（月）　１５：００～１５：３０
可燃ごみ（10kg）、不燃ごみ（10kg）

【南一番街ごみ処理周知活動】

活動内容　太田南一番街商店街組合と市職員により、南一番街事業者へポスティングし、ごみの処理方法を周知する。

実施場所　太田駅南口付近

第 1 回　１１月２０日（月）　巡回清掃活動後、チラシ 15 枚を 2 班に分かれ、計 30 枚をポスティング

第 2 回　　３月１５日（金）　チラシ 40 枚をポスティング

環境アンケート結果について　　本文 p52

（１）市内公立小学校６年生を対象に、下記のリーフレット「SOS!!地球がたいへんだ」に関するアンケートを実施しました。

アンケート結果は次のとおりです。（回答数：1694、回答率：86.3%）

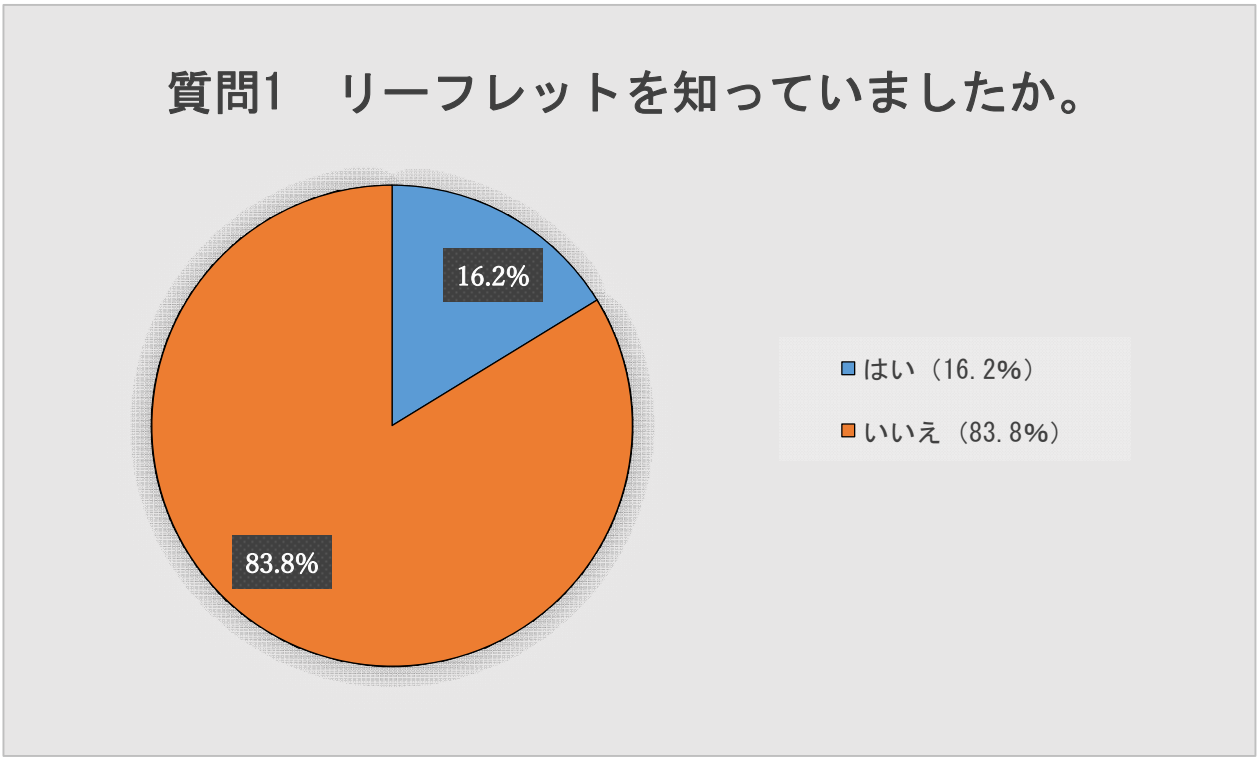

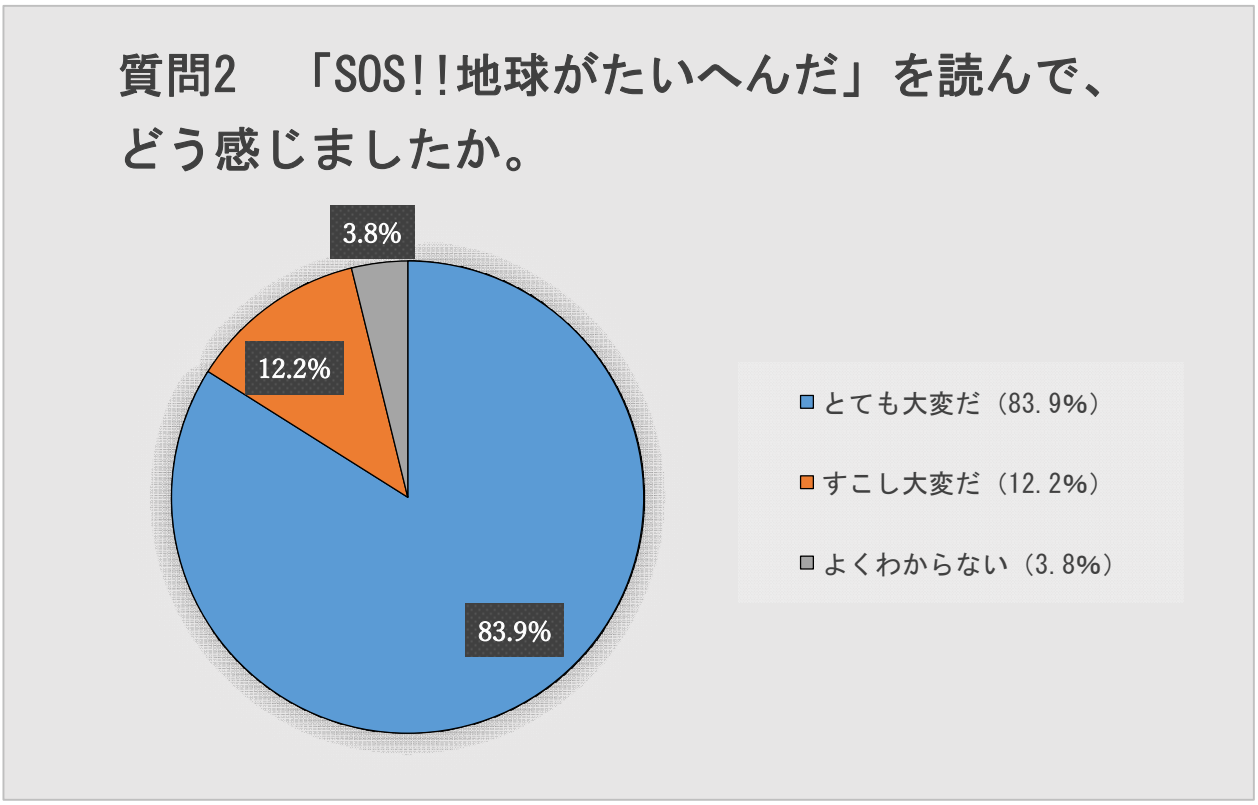

質問3　「地球温暖化」について、どの程度知っていましたか。

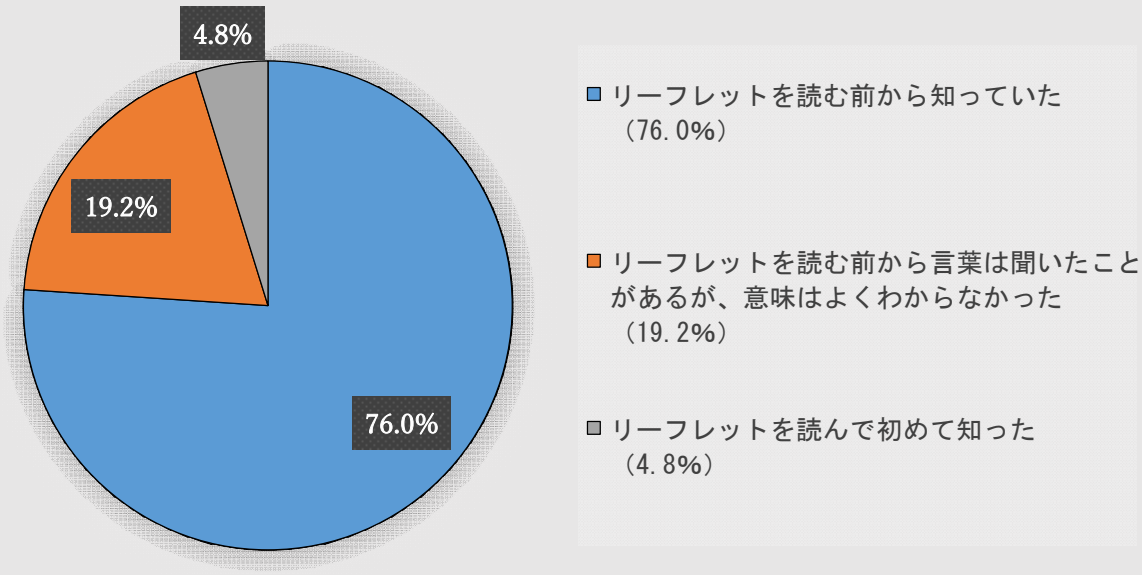

質問4　「こどもにできることありそう!!」（ウラ面）を読んで、「地球温暖化」を防止するためにあなたができることがありますか。（すでにやっていることを含む。該当するものをすべて選んでください。）

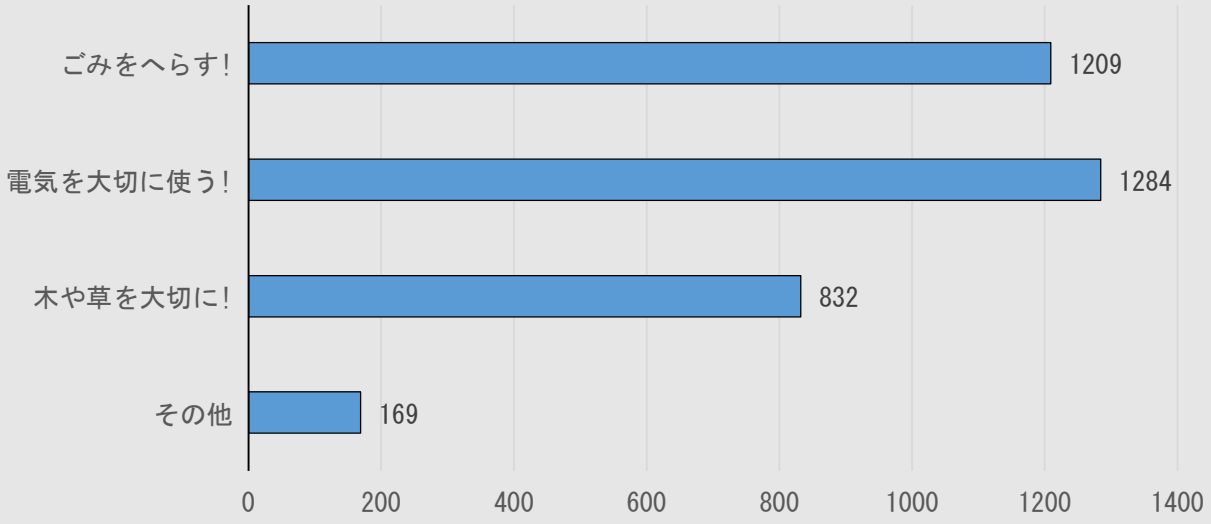

（２）市内公立中学校２年生を対象に、下記の「ぐんまこども環境白書 2022」内「地球温暖化のこと」に関するアンケートを実施しました。

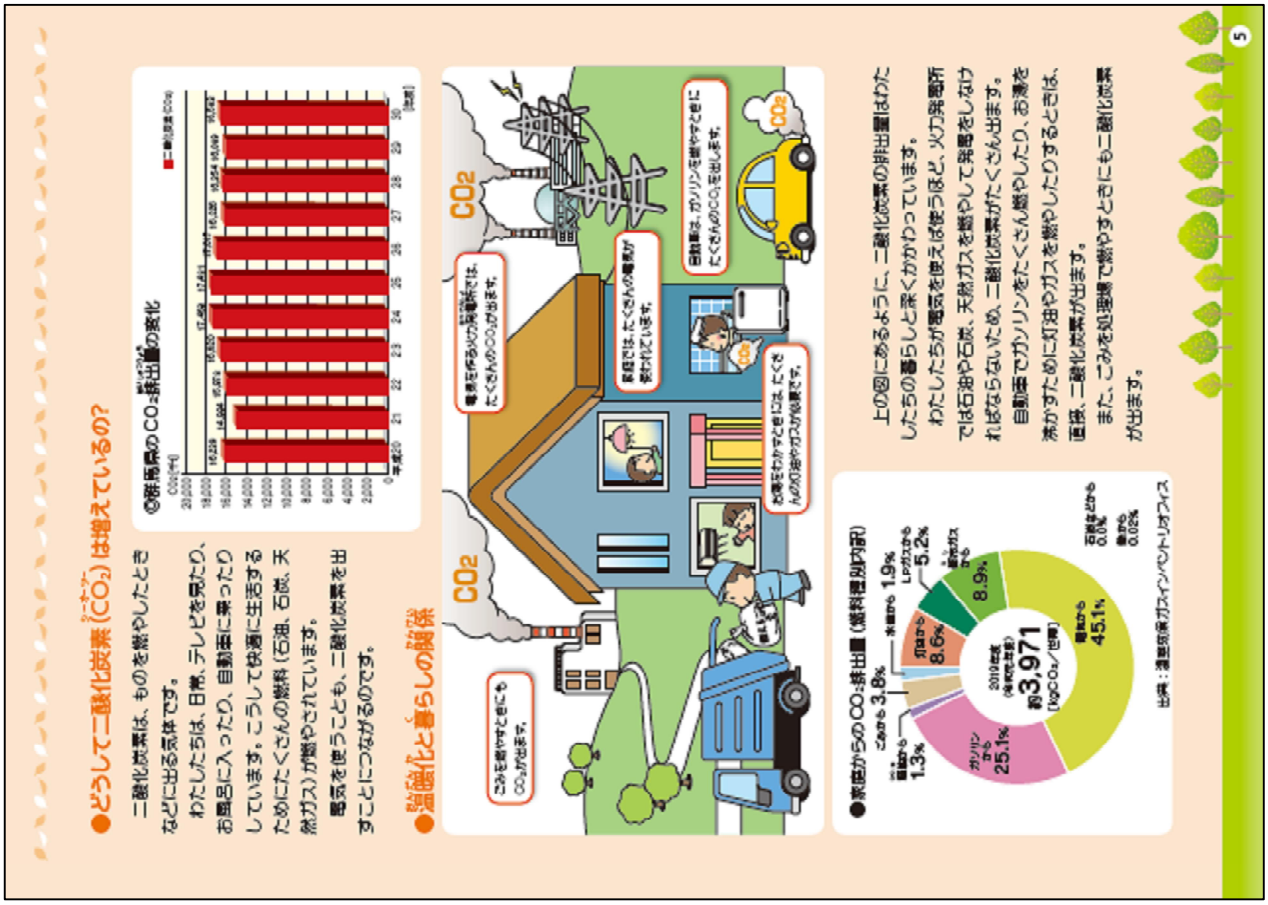

●地球温暖化対策としてわたしたちができること

地球温暖化は、二酸化炭素に代表される温室効果ガスを減らすことや必要以上に出さないことで防ぐことができます。前のページで説明したように、わたしたちの生活と二酸化炭素の排出量とは深いかかわりがあります。また、二酸化炭素の発生はエネルギーの使用量を減らすことで抑えることができます。わたしたち一人ひとりが毎日の生活を少し見直して、節電・省エネを行うだけで、二酸化炭素の排出量を減らすことができ、地球温暖化の防止につながっていくのです。

また、地球温暖化による気候の変化にあらかじめそなえる対策も大切になってきていますので、次の表をみて、家族みんなで「できること」から始めてみましょう！

二酸化炭素削減にチャレンジ！

	チャレンジ項目	二酸化炭素削減量 (kg/年)
1	夏のエアコン使用時の設温は28℃でも自宅にする	14.8
2	冬のエアコン使用時の設温は20℃でも自宅にする	26.0
3	テレビは見ないときは消す（1日1時間減らす）	8.2
4	冷蔵庫は必要なときだけ開け、開けたら手早く閉める	8.1
5	お風呂は家族が続けて入る（温い水が減ってガスの使用量も減ります）	82.9
6	こまめにシャワーを止める	30.7
7	洗濯機をかけるときは洗濯物を片付けてから（洗濯機をかける時間が少なくなります）	2.7
8	電気便座のふたを閉める	17.1
	ほかにもこんなこと…	
★	出かけるときは電車やバスを積極的に利用する。歩くなら自転車や徒歩で。（自動車よりエコです）	
★	ドライヤーを使うときは、タオルでよく髪の水分をふいてから	
★	お風呂のフタはこわれずに閉める	
★	寒いときは暖房の設定温度を上げる前に、マフラー、レッグウォーマー、膝掛けを使う	

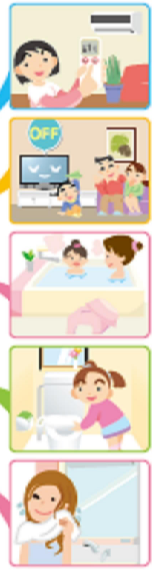

地球温暖化の影響にもそなえよう！

1 熱中症を予防しよう！
暑い日は、水をこまめに飲んだり、外に出るときは帽子をかぶるなど熱中症予防を行う。

2 虫刺されに気をつけよう！
気温が上がることにより、病気を運ぶ蚊が住める地域が広がるので、虫刺されに注意しよう。

3 自然災害に備えよう！
大雨や台風が来る時は、災害に備えるため、事前に避難所、避難経路を確認しておく。

●再生可能エネルギー

わたしたちの生活にとって、大切なエネルギーの一つである電気は発電所で作られていますが、右のグラフのとおり、火力発電の割合が高いことがわかります。火力発電所では石油や石炭、天然ガスを燃やし、たくさんの二酸化炭素を出しています。

そのため、太陽光や風力など、地球上の二酸化炭素を増やさない再生可能エネルギーを活用した発電を増やしていく取組が世界各地で進められています。

●発電方法ごとの発電量（令和元年）

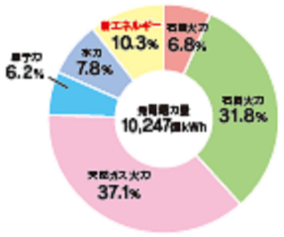

出典：『エネルギー白書2021』資源エネルギー庁

●いろいろな再生可能エネルギー

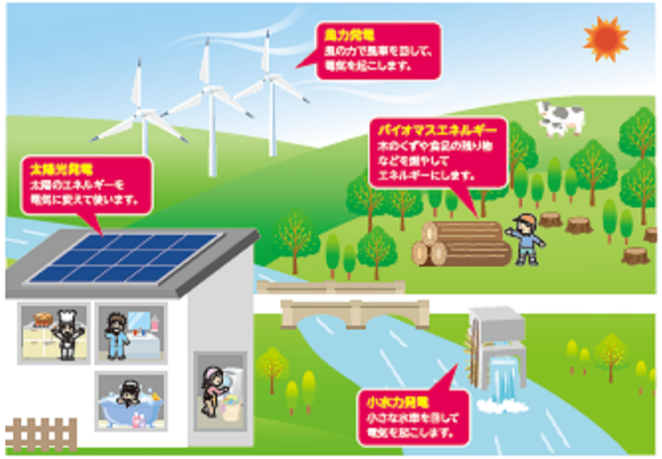

●水素社会ってなに？

再生可能エネルギーとともに、将来有望なエネルギーとして世界で注目されているのが水素です。水素は、①石油や石炭などの化石燃料と異なり、使う際に二酸化炭素を出さないこと、②地球上の様々な資源からつくることができること、③エネルギーを水素に変えてためることができることなど様々なメリットがあります。

まだあまり知られていない水素エネルギー。わたしたちの生活の中で、日常的に水素を活用する社会「水素社会」の実現には、安全性や価格など、まだまだ取り組まなければならない課題がたくさんあります。

「水素社会」が実現するには、長い年月がかかります。持続可能な未来のために、挑戦は始まったばかりです。

●次世代自動車ってなに?

「次世代自動車」は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない、またはまったく排出しない自動車です。

ガソリンエンジンと電気モーターの２つの力で動くハイブリッド車や、電気で走る電気自動車、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車などがあります。

特に電気自動車や燃料電池自動車は、走っている間に二酸化炭素をまったく出さないため、クリーンな自動車として注目されています。

令和２年度末には、群馬県内を走る自動車のうち22%は次世代自動車となり、その比率はだんだん増えています。

自動車を使わない生活を送ることはむずかしいため、次世代自動車に乗り換えることで、二酸化炭素の発生を減らすことができます。

EV（電気自動車）

FCV（燃料電池自動車）

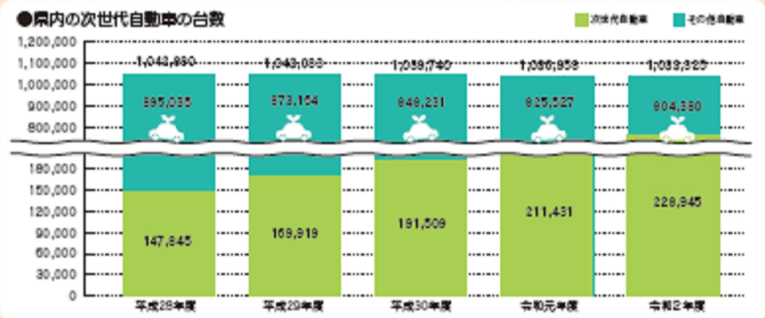

ぐんまの取り組み　電動車の普及推進について

電気自動車は、ガソリン車とは異なる活用方法があります。電気自動車から電化製品への給電機能はその１つです。災害時に電気の送電がストップしても、電気自動車から給電を行うことで、電化製品を使用することができます。

群馬県では、自動車販売店の協力のもと、県内のイベントに電気自動車を展示し、給電機能の紹介を行っています。

みなさんもぜひ参加してください。

高崎市環境フェアの展示写真

ことばの解説

- 新エネルギー
  再生可能エネルギーのうち、まだ普及が進んでいないもので、石油などの代わりになるエネルギーをいいます。

地球温暖化のことについて、もっと知りたい人のために…

■インターネットで調べてみよう

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（https://www.jccca.org）
  地球温暖化の状況（日本・世界）、全国の都道府県で実施している地球温暖化対策などが調べられるほか、地球温暖化について楽しく学ぶことができるページもあります。
- キッズ東京ガス（https://www.tokyo-gas.co.jp/kids/）
  東京ガスが作っている環境とエネルギーについて学べるホームページです。
- EICネット（https://www.eic.or.jp）
  環境問題に関する情報がたくさんのっています。
- 気候変動適応情報プラットフォーム（https://adaptation-platform.nies.go.jp）
  変化する気候に適応して快適な生活を送るヒントが紹介されているホームページです。

■行ってみよう

- 古岡自然エネルギーパーク（北群馬郡吉岡町）
  （https://www.pref.gunma.jp/06/q1310004.html）
  地熱、太陽光、水力などの自然エネルギーを利用した設備が集まっています。

コラム

「持続可能な開発目標（SDGs）」について

人間の活動が原因で生じる様々な環境問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年9月国連で世界中のすべての国が一緒に取り組むべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

SDGsでは、2030年までに達成する環境問題のほか、貧困や飢餓、差別を無くすなど17の目標（ゴール）が設定されています。SDGsの目標はそれぞれが互いに関係し合うので、一つの課題解決が、他の課題解決を手助けするなど、環境問題だけでなく、経済や社会とのつながりを考え、解決していくことが大切となります。

群馬県内でも、行政・会社・各団体がSDGsの達成に向けて、様々な取組をおこなっています。

出典：国連広報センター

アンケート結果は次のとおりです。（回答数：1294、回答率：63.9%）

質問1　あなたは、「地球温暖化」という言葉を知っていましたか。

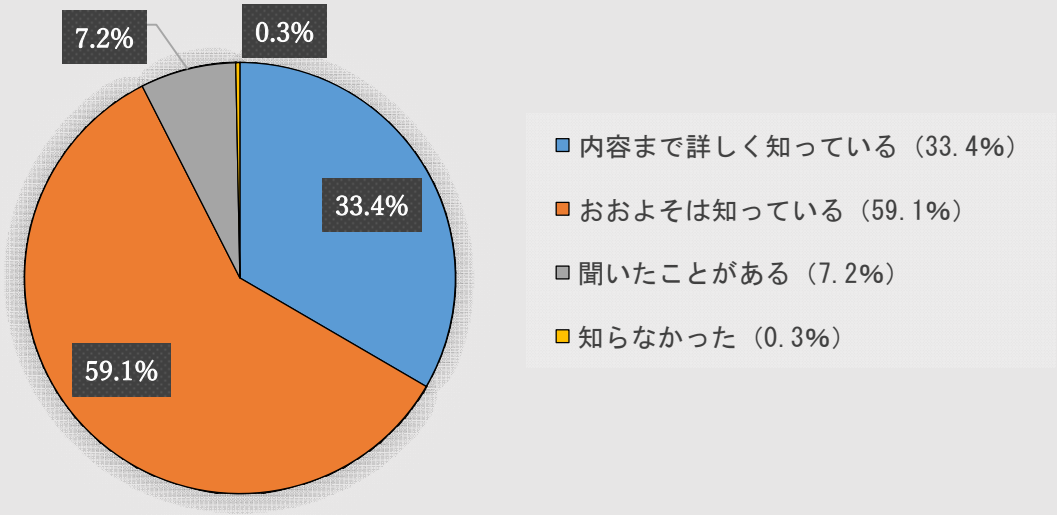

質問2　P4「地球温暖化が進むとどうなるの？」を読んであなたはどう思いましたか。次の中からあなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

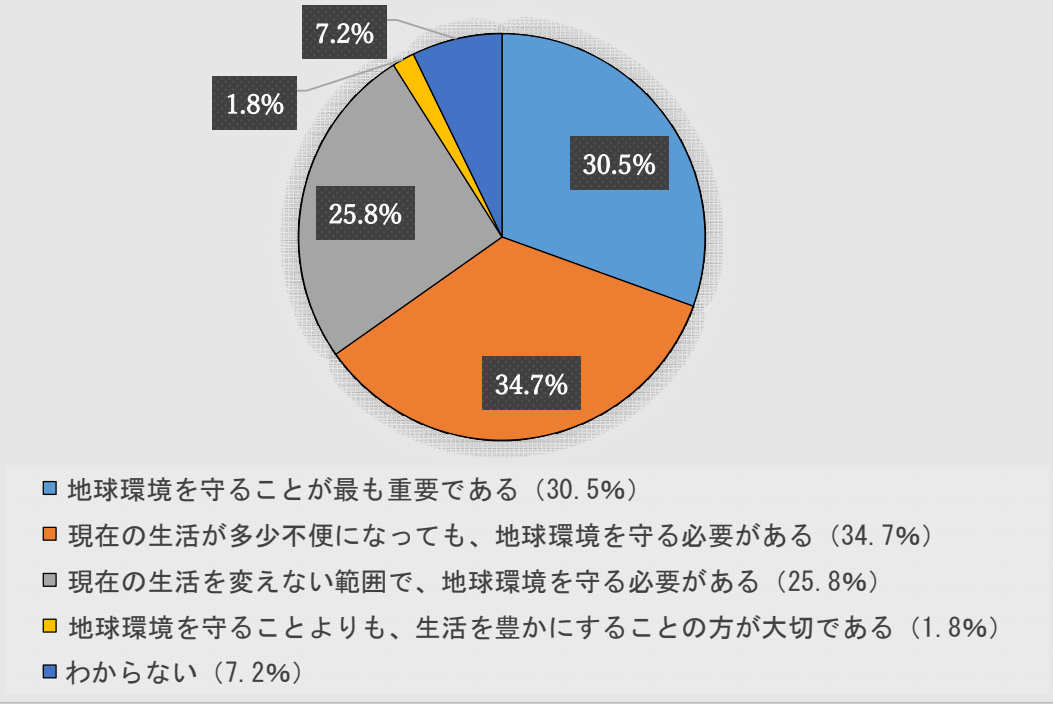

質問3　P6「地球温暖化対策としてわたしたちができること」を読んで、あなたはどのように考えますか。次の中から最も近いものを1つ選んでください。

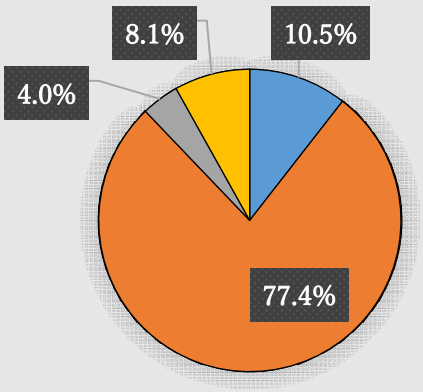

- 積極的に行動する（もしくは行動している）（10.5%）
- 自分にできる身近なことから行動する（もしくは行動している）（77.4%）
- 今すぐ地球環境が悪化するわけではないので、しばらく様子をみる（4.0%）
- わからない（8.1%）

質問4　この冊子を読んで、あなたはどう思いましたか。次の中から最も近いものを1つ選んでください。

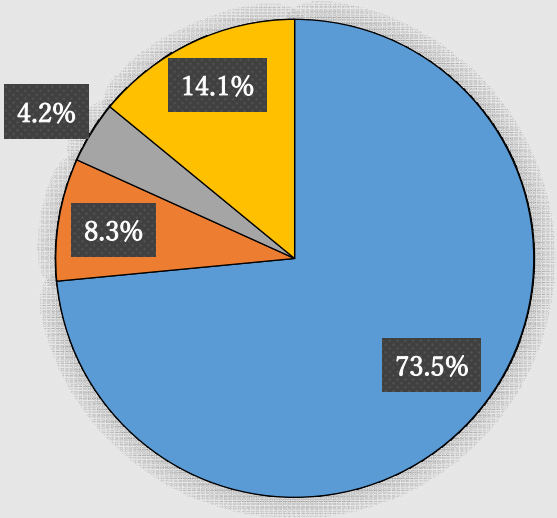

- とてもためになった（73.5%）
- もう少し難易度の高いものがよかった（8.3%）
- あまりためにならなかった（4.2%）
- わからない（14.1%）

【２】太田市環境基本条例

平成１７年３月２８日

条例第１８１号

改正　平成２１年３月２５日条例第４号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全等に関する基本方針（第７条―第９条）
第３章　環境の保全等に関する推進施策（第１０条―第１６条）
第４章　環境審議会（第１７条―第２１条）
第５章　補則（第２２条・第２３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　良好な環境　市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全等は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

３　地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての者は環境の保全等に配慮した日常生活及び事業活動を行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

２　市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念及び法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　環境の保全等に関する基本方針

（基本方針）

第７条　市は、環境の保全等に関する施策を策定し、実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として、各種の施策相互の連携を図り推進する。

(1)　環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に責任を持つ人づくりを行う。

(2)　豊かな自然の保全及び創造、環境に配慮した社会基盤整備等により、自然と共生できる地域づくりを行う。

(3)　公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行う。

(4)　市、市民及び事業者の役割分担と参加のための仕組みづくりを行う。

（環境基本計画）

第８条　市長は、次に掲げる事項について、太田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

(1)　環境の保全等に関する目標

(2)　環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

２　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、太田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る。

第３章　環境の保全等に関する推進施策

（市民等の意見の反映）

第１０条　市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（調査研究の推進）

第１１条　市は、環境の保全等に関する施策を策定するために、環境の状況把握、変化予測及び変化による影響等、必要な調査研究の推進に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第１２条　市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（市の率先実行）

第１３条　市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

（推進体制の整備）

第１４条　市は、県や他の市町村との連携及び市民等との協働により、環境の保全等に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第１５条　市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全）

第１６条　市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

２　市は、国、県及び国際機関等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等を行い、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第４章　環境審議会

（設置）

第１７条　環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、太田市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第１８条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境の保全等に係る基本方針に関すること。

(2)　環境保全対策及び被害に関すること。

(3)　その他環境の保全等に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第１９条　審議会は、委員２０人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1)　公募による市民

(2)　事業者を代表する者

(3)　環境保全団体を代表する者

(4)　区長及び環境保健委員長を代表する者

(5)　産業団体を代表する者

(6)　学識経験のある者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　市長は、委員を再任することができる。

（平２１条例４・一部改正）

（会長及び副会長）

第２０条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第２１条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第５章　補則

（年次報告）

第２２条　市長は、環境の状況及び環境の保全等に関し講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（委任）

第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から平成１８年６月３０日までにおいて、第１９条第１項中「委員２０人以内」とあるのは、「委員３０人以内」と読み替えるものとする。

附　則（平成２１年３月２５日条例第４号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

【３】太田市環境審議会

太田市環境基本条例第１８条に基づき、第１４回太田市環境審議会を開催しました。

開催日時	令和 5 年 12 月 13 日（水）　13：30～
開催場所	太田市役所 4 階　常任委員会室
議　　題	議案第 1 号　令和 5 年度環境白書について

太田市環境審議会委員名簿

R6.4.1 現在

No	氏名	委員区分	所属等
1	古屋　すみれ	１号（一般公募）	
2	高櫻　朋美	１号（一般公募）	
3	井上　丈明	２号（事業者を代表）	株式会社SUBARU　群馬製作所
4	花井　賢	２号（事業者を代表）	AGF 関東株式会社
5	長島　佳男	３号（環境保全団体）	渡良瀬川鉱毒根絶太田期成同盟会　会長
6	西村　豊	３号（環境保全団体）	NPO 法人新田環境みらいの会理事長
7	須永　徹	３号（環境保全団体）	NPO 法人みんなの未来研究所代表
8	岩崎　昭之	３号（環境保全団体）	太田地球環境を守る会　会長
9	金谷　道行	３号（環境保全団体）	日本野鳥の会群馬　太田分会会長
10	柴田　修司	４号（区長、環保委代表）	太田市区長会　会長
11	堀口　茂	４号（区長、環保委代表）	太田市環境保健委員会　会長
12	湯澤　秀明	５号（産業団体）	太田商工会議所　専務理事
13	正田　吉一	５号（産業団体）	太田市新田商工会　事務局長
14	木村　實	５号（産業団体）	待矢場両堰土地改良区理事長
15	石原　康男	５号（産業団体）	岡登堰土地改良区　理事長
16	藤生　博	５号（産業団体）	藪塚台地土地改良区　理事長
17	髙橋　明	５号（産業団体）	一般社団法人　群馬県建設業協会　太田支部長
18	志賀　聖一	６号（学識経験）	地域産学官連携ものづくり研究機構　リサーチフェロー
19	本木　秀典	６号（学識経験）	太田土木事務所　所長
20	神戸　洋起	６号（学識経験）	東部環境事務所　所長

【４】単位

（１）10 の整数倍を表す接頭語

倍数	記号	接頭語
10^15	P	peta（ペタ）
10^12	T	tera（テラ）
10^9	G	giga（ギガ）
10^6	M	mega（メガ）
10^3	k	kilo（キロ）
10^2	h	hecto（ヘクト）
10	da	deca（デカ）

倍数	記号	接頭語
10^(-15)	f	femto（フェムト）
10^(-12)	p	pico（ピコ）
10^(-9)	n	nano（ナノ）
10^(-6)	μ	micro（マイクロ）
10^(-3)	m	milli（ミリ）
10^(-2)	c	centi（センチ）
10^(-1)	d	deci（デシ）

（２）割合

名　　前	記号	定　　義	備　考
percent パーセント	%	1% = 1/100	百分率
permill パーミル	‰	1‰ = 1/1,000	千分率
parts per million	ppm	1ppm = 1/1,000,000	百万分率
parts per billion	ppb	1ppb = 1/1,000,000,000	10 億分率

※ ppm は大気汚染の濃度を表示するときなどに用いられます。

（３）面積

m^2	a	ha	km^2
平方メートル	アール	ヘクタール	平方キロメートル
1	0.01	0.001	0.000001
100	1	0.01	0.0001
10,000	100	1	0.01
1,000,000	10,000	100	1

（４）エネルギー

1cal：１グラム（体積は 1cc）の水を摂氏１度だけ上昇させるのに必要な熱量。

1J　：１ボルトの電圧で１アンペアの電流を１秒流した際に得られる熱量。

※ 1 cal　＝　4.18605 J　，　1 J　＝　0.23889 cal

（５）複合単位

t-CO_2　：温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）に使用されます。温室効果ガスは種類ごとに温室効果が違うため、二酸化炭素だった場合の温室効果に換算をして計算を行います。

例　メタンは地球温暖化係数が 28 のため、メタン(CH_4) 1t は 28 t-CO_2 の温室効果

kcal/m^3：都市ガスなどの量を示すのに使用されます。ガスは温度や圧力によってエネルギー量に差が出るため、特定の熱量を指定し、その密度で何 m^3 なのかを表しています。

例　単位：10,750kcal/m^3　1m^3 当たり 10,750kcal の熱量を持つガスの体積。

Nm^3　：ガスの量を示すのに使用され、ノルマルリューベと読みます。ガスを標準状態へ換算した単位のことで、圧力・温度・湿度に左右されないガスの実量を示すことができます。10Nm^3 なら気圧 1 気圧（101,325Pa)、温度 0℃、湿度 0%のときに 10m^3 となります。

（６）温室効果ガス排出係数

（算定省令第 2 条第 3 項、第 4 条第 1 項、別表第 1 及び第 5 参照）

項　目		単位	排出係数
	原油	t-CO_2/kl	2.62
	Ａ重油	t-CO_2/kl	2.71
	ガソリン	t-CO_2/kl	2.32
	軽油	t-CO_2/kl	2.58
	液体石油ガス(LPG)	t-CO_2/t	3.00
	都市ガス	CO_2/ Nm^3	2.23
電気使用量 (東京電力エナジーパートナー)		kg-CO_2/kWh	0.457※

※温室効果ガス排出量を国、県などの最新の公表値から、太田市野世帯数や工業出荷額などの按分により計算し算出しているため、令和 3 年度の排出係数を用いています。

（７）地球温暖化係数（IPCC 第 5 次報告書より参照）

物質名	CO_2 (二酸化炭素)	CH_4 (メタン)	N_2O (一酸化二窒素)
温暖化係数	1	28	265

【５】用語解説

<u>英　数</u>

○　４Ｒ

これまでの 3R(Reduce（ごみを減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle（資源として再利用)) に加えて Refuse（不要な物を断る）を加えた新しいごみ減量の方針。

○　ＢＥＭＳ

「Building Energy Management System」の略称で、ビルエネルギー管理システムのこと。ビルの設備や機器などを制御するシステムで、電力消費を効率化し、節電に役立つ。

○　ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）

「Biochemical Oxygen Demand」の略称で、水の汚濁程度を推定する数値のこと。水中の微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素の量を表す。数値が大きいほど有機物が多い。

○　ＣＯＤ（化学的酸素要求量）

「Chemical Oxygen Demand」の略称で、水の汚濁程度を推定する数値のこと。水中の有機物を酸化するために要した酸化剤の量から求めた酸素量を ppm で表したものである。

○　ＣＯＰ２１

「Conference of the Parties」の略称で、締約国会議を意味する。多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。COP の後の数字は開催回数。COP21 ではパリ協定が採択された。

○　ｄＢ（デシベル）

揺れや音の大きさを示す単位である Ｂ(ベル)を実用的に使用するために、10 分の 1 を表すｄ（デシ）を付けた、騒音や振動で使用される単位。対数表記であり、20dB 増えると 10 倍の数値を示す。振動においては 65dB で多くの人が揺れを感じる程度。騒音においては 60dB で一般的な会話程度の大きさになる。

○　ＤＯ（溶存酸素量）

「Dissolved Oxygen」の略称で、有機物を酸化し、安定な形にするために必要な酸素が水に溶けている量のこと。数値が小さいほど水質の汚濁が進んでいる。

○　ＥＰＮ

有機リン系殺虫剤の一つで、稲、果樹、野菜の害虫に使用する。パラシオンなどよりは人畜への毒性は低いが、残効性に富む。

○　ＥＶ(電気自動車)

「Electric Vehicle」の略称で、ガソリンを使用せず、電気をエネルギー源として、モーターで走行する自動車。ガソリン車と違い排ガスがなく、エコな乗り物とされる。

○　ＦＣＶ（燃料電池自動車）

「Fuel Cell Vehicle」の略称で、ガソリンを使用せず、水素を燃料に発電し、モーターで走行する自動車。ガソリン車と違い排ガスがなく、エコな乗り物とされる。

○　ＨＥＭＳ

「Home Energy Management System」の略称で、家庭エネルギー管理システムのこと。家の設備や機器などを制御するシステムで、電力消費を効率化し、節電に役立つ。

○　ＨＶ（ハイブリッド自動車）

「Hybrid Vehicle」の略称で、ガソリン燃料と電気の両方をエネルギー源とし、エンジンとモーターを動力源とする自動車。主にエンジンで走行するが、補助的に二次電池や回生ブレーキを使用することで従来のガソリン車と比べてエコな乗り物とされる。

○　ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称で、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画(UNEP)により設立された政府間組織。世界中の科学者の協力の下、出版された文献に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。

○　Ｊ-クレジット

省エネ・再エネによる国内の排出削減量や、森林管理による国内の吸収量を「クレジット」として、国が認証する制度。

○　ＬＮＧ（液化天然ガス）

「Liquefied Natural Gas」の略称で、メタンを主成分としたガスを低温で液化したものであり、ガス燃料の一種である。

○　ＬＰＧ（液化石油ガス）

「Liquefied Petroleum Gas」の略称で、圧縮することによってプロパンとブタンを液化したものであり、ガス燃料の一種である。一般にプロパンガスと呼ばれる。

○　Ｎ（ニュートン）

力を表す国際単位系（SI）。1N は 1kg の物体に $1m/s^2$ の加速度を生じさせる力と定義される。

○　Ｐａ（パスカル）

圧力や応力を表す国際単位系（SI）。$1m^2$ 当たり 1N の力が加わる圧力を意味し、ニュートン毎平方メートルとも呼ばれる。1 気圧は 101,325Pa となる。

○　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）

「Poly Chlorinated Biphenyl」の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。ダイオキシンの一種で非常に安定的で毒性が高い。体内に蓄積し、カネミ油症などの原因となる。

○　ＰＨＥＶ（プラグインハイブリッド自動車）

「Plug-in Hybrid Electric Vehicle」の略称で、電気をエネルギー源とし、モーターを動力源とする自動車。自家発電用のエンジンがある他、急速充電にも対応している。通常時は電気自動車として動くが、エンジンで自家発電をすることで長距離移動にも使用することができる。

○　ＰＭ２．５（微小粒子状物質）

「Particulate Matter 2.5」の略称で、粒子状物質のうち、粒径が 2.5μm 以下のもの。粒子が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや肺がんなどの原因となるなど循環器への影響が指摘されている。

○　ｐｐｂ

「parts per billion」の略称で、10 億分の 1 を表す単位。ごく微量の物質の濃度を表すのに用いられている。1ppb とは、$1m^3$ の空気中に $0.001cm^3$、1 リットルの水の中に 0.001mg の物質が含まれていることをいう。ppm の 1000 分の 1 の単位。

○　ｐｐｍ

「parts per million」の略称で、100 万分の 1 を表す単位。ごく微量の物質の濃度を表すのに用いられている。1ppm とは、$1m^3$ の空気中に $1cm^3$、1 リットルの水の中に 1mg の物質が含まれていることをいう。

○　ＳＰＭ（浮遊粒子状物質）

「Suspended Particulate Matter」の略称で、大気中に浮遊する粒子状物質であり、粒径が 10μm 以下のもの。粒径が小さいため自重では落下しにくく、大気中に長期間浮遊するため、高濃度地域ではぜんそくなどの原因になる。

○　ＳＳ（浮遊物質）

「Suspended Solids」の略称で、水中に浮遊する粒子径 2mm 以下の不溶解性物質の総称である。懸濁物質とも呼ばれる。浮遊物質の量が多くなると、水が濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害するほか、魚類の呼吸などに悪影響をおよぼす。

○　Ｓｖ（シーベルト）

人が受ける被ばく線量の単位。内部被ばくや外部被ばくなど被ばくの様態の違いや、放射線の種類によって人体への影響は違ってくるが、同じシーベルトという単位を使用することで、人体への影響の大きさを比較することができる。数値が大きいほど人体が受ける放射線の影響が大きいことを意味している。生活圏において除染が必要とされる数値は 0.23μSv/h。

○　ＴＥＱ（毒性等量）

「Toxicity Equivalency Quantity」の略称。異性体によって毒性の異なるダイオキシン類の毒性を、実測濃度に 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を 1 とした係数を掛けた数値の合計値で表す。

○　Ｗ（ワット）

主に電気エネルギーの大きさを示し、この値が大きいほど電力を多く消費する。

○　Ｗｈ（ワットアワー）

電力量を表す単位で、電力（W）×時間（h）で求めることができる。例として消費電力 100W のテレビを 2 時間使用した場合には 200Wh の電力を消費したということになる。

あ　行

○　亜鉛　Zn

天然に存在する重金属で、電子部品や機械部品など多くの用途に使用される。人体への毒性は弱いが、高濃度の亜鉛を含む水は金属味がするほか、一部の魚類において急性毒性を受けやすいとされる。環境基準が定められている。

○　アスベスト（石綿）

石綿とも呼ばれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると健康被害の原因になることが明らかになり、平成元年に「特定粉じん」に指定された。

○　アセトアルデヒド　C_2H_4O

悪臭の原因物質の一つで、刺激臭のある無色の化学物質。工場などから大気中へ排出されるほか、自動車の排出ガスやたばこの煙から出ることがある。悪臭防止法で特定悪臭物質に指定されている。

○　アルキル水銀

有機水銀の一族で、メチル水銀などのハロゲン化合物の総称。水俣病の原因物質とされている。中毒になると、歩行失調や言語障害、視野狭さくなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。規制基準が定められている。

○　アンチモン　Sb

単体は銀白色で金属光沢のある半金属結晶。合金をはじめ工業材料として幅広く使用される。生物蓄積性は高くないものの、単体及び化合物によって毒性が異なる。水質の要監視項目に指定されている。

○　アンモニア　NH_3

窒素と水素の化合物で、特有の刺激臭のある無色の気体。人体に粘膜刺激、頭痛、吐き気などの影響を及ぼす。規制基準が定められている。

○　アンモニア性窒素

アンモニウムイオンをその窒素の量で表したもの。タンパク質、尿素、尿酸などの有機性窒素の分解により生成され、水質汚染の指標となる。

○　硫黄酸化物　SO_X

二酸化硫黄（SO_2、亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（SO_3、無水硫酸）などの硫黄酸化物の総称で、燃料中に含まれる硫黄分の焼却に伴い発生する。また、大気中の硫黄酸化物濃度が高くなると、ぜんそくなどの呼吸器疾患や酸性雨を引き起こす原因となる。環境基準が定められている。

○　一酸化炭素　CO

無色・無味・無臭の猛毒の気体で、炭素または炭素化合物の不完全燃焼などによって生じ、中毒を起こさせることがある。点火すると青い炎をあげて燃え、二酸化炭素になる。また、体内に一定量以上吸入すると頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れる。

○　エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用などの建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善などを行うことをいう。

○　エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転するうえで簡単にできる環境対策で、排出ガスの削減に有効とされている。

○　太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）

第２次太田市環境基本計画のうち、太田市全域の指針を指す。

○　太田市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）

第２次太田市環境基本計画のうち、太田市役所の事務事業の指針を指す。

○　太田市の環境についてのアンケート調査

第２次太田市環境基本計画策定にあたり、市内在住の 1500 名（20 歳以上で無作為抽出）と市内に事業所を有する 300 事業者を選び、環境に関する意識調査を行ったもの。５年毎の見直しの際にも行われる予定。

○ 温室効果ガス
　太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果のあるガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 種類としている。
○ 温暖化緩和策
　温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化の進行を食い止めることを目的とした考え方。
○ 温暖化適応策
　気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする考え方。

か　行

○ 外来生物
　国外や国内の他地域から人為的に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物種。外来生物のうち、移入先の生態系などに著しい影響を与えるものは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定される。
○ 化石燃料
　動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主に石炭、石油、天然ガスがある。燃焼時に二酸化炭素などが発生するほか、埋蔵量に限りがあるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。
○ 学校ＩＳＯ
　太田市教育委員会と市内 42 校（小学校 24 校、中学校 16 校、義務教育学校 1 校、市立太田高校）で ISO14001 を認証取得し、環境に配慮した活動を積極的かつ継続的に行う取り組み。
○ カドミウム　Cd
　青みを帯びた銀白色の金属で、メッキ、顔料、電池などに用いられている。人体に有害で、長期摂取により体内に蓄積され、慢性中毒になると肺気腫、骨変化、腎臓、胃腸、肝臓などに障害を起こす。規制基準が定められている。
○ カーボン・オフセット
　市民・企業等が自らの温室効果ガス排出量を認識し、主体的に削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、排出量の全部又は一部を埋め合わせること。
○ カーボンニュートラル
　二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理等による「吸収量」を差し引いた温室効果ガス排出量が、実質的にゼロであること。
○ カラミ
　鉱石から金属を精錬する過程で生じた廃棄物（スラグ）のうち、銅やアルミニウムの精錬に際して発生したものをいう。
○ 環境基準
　「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもので、公害対策を進めていく上で行政上の目標として定められているもの。
○ 環境負荷
　人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。
○ 環境マネジメントシステム
　事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。
○ 幹線道路
　都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通常、高幅員・高規格の道路であることが多い。

○ 規制基準
　工場などから排出するばい煙、排水及び発生する騒音などについて守らなければならない基準で、法律や条例で具体的に定められたもの。
○ 共生
　本来は異なる種類の生物が互いに緊密な関係を保ちながら生活している現象をいうが、近年では人と自然の共生といった意味合いで使われることが多い。その場合には自然の保護又は整備を通じて自然環境と人間の社会活動を調和させることを意味する。
○ 空間放射線量率
　ある時間内に空気中を通過する放射線の量のこと。環境モニタリングにおける測定項目の一つ。
○ クールシェア運動
　1人で1台のエアコンではなく、家庭や町中の涼しいところに複数人で集まって過ごすように心がける運動で、節電を目的としている。公共施設だけでなく、大型の商業施設などがクールシェアスポットとして登録し、運動に取り組んでいる。
○ ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ運動
　2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。太田市は2017年度に「COOL CHOICE宣言」を行った。
○ クロム　Cr　三価クロムCr(Ⅲ)、六価クロムCr(Ⅵ)
　日用品や装飾品をはじめとするメッキに広く使用されている。水溶性のクロム化合物のうち、三価クロムは毒性が低く、人体における必須元素の一つであるが、六価クロムは猛毒である。摂取し続けることで肝臓、腎臓、脾臓などに蓄積され、機能低下を起こし、大量に摂取すると嘔吐、頭痛、けいれんなどを起こし死に至ることもある。六価クロムは規制基準が定められている。
○ 公害防止協定
　公害をすでに発生させている企業あるいは発生させる恐れのある企業と、地方自治体や自治会が地域の実情を踏まえ、公害防止のため必要な措置を取り決めること。
○ 光化学オキシダント
　大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて生成される二次汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる物質。
○ 光化学スモッグ
　春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる。発生すると目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。
○ 公共交通機関
　不特定多数の人が利用する交通機関のことで、主に電車やバスなどを指す。自家用車に比べて大量輸送となるため効率がよく、排ガスなどの抑制に繋がる。
○ 公共施設
　市民の利用に供することを目的として、設置・運営される施設。
○ 公共用水域
　河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌がい用水路、その他公共の用に供される水域（終末処理施設を有する公共下水道及び流域下水道を除く）のこと。
○ 耕作放棄地
　過去に耕作がされていた土地で農作物が1年以上作付けされず、農家が数年のうちに作付けする予定がない田畑、果樹園のこと。

さ　行

○ 再生可能エネルギー
　自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱、太陽熱などをエネルギー源として利用したものを指す。

○ 酢酸エチル　$C_4H_8O_2$

有機化合物で、酢酸とエタノールが脱水縮合したエステル。有機溶剤として用いられる。刺激的なシンナーのような臭い。悪臭防止法で特定悪臭物質に指定されている。

○ シアン化合物　CN

青酸及びその化合物の総称。メッキ工場などの青酸化合物を使用する事業所からの廃液などに含まれており、人の致死量は 0.06g 程度の猛毒である。規制基準が定められている。

○ 四塩化炭素　CCl_4

フロン 11、フロン 12 などの製造原料である。大気中の寿命は極めて長く、特定フロンと同程度のオゾン破壊能力がある。日本では 1995 年に生産は停止された。規制基準が定められている。

○ ジオキサン　$C_4H_6O_2$

常圧常温において無色透明の液体で、抽出・生成・反応用溶剤として広く用いられている有機化合物である。環境中で安定しており、動物に対する急性毒性があるほか、人に対しても発がん性があると考えられている。規制基準が定められている。

○ ジクロロエタン　$C_2H_4Cl_2$

ハロゲン系炭化水素に属する有機化合物で、クロロホルムに近い臭気を持つ無色の液体。有機化合物の合成時に反応中間体として使用されたり、溶媒として用いられたりする。動物試験では急性毒性を示し、人に対しても強い毒性を持つほか、高い引火性、発がん性の可能性を持つ。規制基準が定められている。

○ ジクロロエチレン　$C_2H_2Cl_2$

(1,1-)有機ハロゲン化合物で、可燃性の極めて高い、無色の液体。半導体工場で二酸化ケイ素フィルムの製造時に使用される。

(1,2-)有機塩素化合物で引火性と刺激臭のある無色の液体。塩素系溶剤の中間体や、樹脂・香料・染料の抽出溶剤として使用される。

どちらも中枢神経系への影響を持ち、規制基準が定められている。

○ ジクロロプロペン　$C_3H_4Cl_2$

有機塩素化合物で甘い臭気のある無色の液体。農業用殺虫剤として利用される。吸入や経口摂取をすると健康被害がある。規制基準が定められている。

○ ジクロロメタン　CH_2Cl_2

洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。急性症状では中枢神経に対して麻酔作用があり、濃度によっては死に至ることもある。規制基準が定められている。

○ 資源化

家庭などから出た「ごみ」を新たに再生資源として利用すること。

○ シマジン　$C_7H_{12}ClN_5$

除草剤の一種だが、安定で分解が遅い。土壌汚染対策法では第 3 種特定有害物質に指定されているほか、水質汚濁防止法の排出基準が定められている。

○ 臭気

くさい匂い。悪臭のこと。

○ 臭気指数

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法及び同法施行規則により定義している。

○ 循環型社会

製品などの廃棄物が抑制され、製品が循環資源となった場合には適正に利用し、利用ができない資源については適正な処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

○ 省エネ診断

ビルや工場などで、省エネの専門家がヒアリングなどによる診断を行い、運用や投資によって実現可能なアドバイスを行うこと。

○ 省エネルギー

エネルギーの消費において無駄を省き、効率的な利用をすることで、より少ないエネルギーでそれまでと同じ効果を得らえるようにすること。略して省エネと呼ばれることも多い。

○　硝酸性窒素（亜硝酸性窒素）

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。人体に対して悪影響があり、環境基準が定められている。

○　水銀　Hg　総水銀

公害物質の一つで蒸気を吸収したり、皮膚から吸収したりすると中毒症状を起こす。さらに危険なものは有機水銀で金属水銀の約 10 倍の毒性がある。総水銀は水銀による汚染状況を示す測定項目の名称であり、検体に含まれる水銀と水銀化合物の両者を合わせた金属水銀の量を指したものである。規制基準が定められている。

○　水素イオン濃度　pH

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で pH7 が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。pH6～8 の間にあることが望ましい。

○　捨て石

採鉱、採炭、選鉱、選炭の過程で選別の結果、廃棄された岩塊・岩片などのこと。「ぼた」、「ずり」、「スライム」ともいう。

○　生息域

生物が主に生息する区域のこと。陸地に限る場合には生息地ということもある。

○　生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物な環境（無機物）が相互に関係しあって生命の循環をつくりだしているシステムのこと。空間とは、地球そのものや、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまわりの空間を表す。

○　生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念。生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性　という 3 つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

○　セレン　Se

光伝導体、半導体などの性質を利用して、整流器や太陽光電池などに用いられる。慢性中毒では、顔面蒼白、消化器障害などの症状を起こす。水質及び土壌に環境基準、排水基準が定められている。

○　騒音レベル

耳の感覚と音圧との関係が周波数により異なるため、一定の規約のもとで周波数ごとの補正をして測定した音の大きさ。単位は dB(デシベル)。

た　行

○　ダイオキシン類

プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。環境中で極めて安定で毒性が強く、多くの異性体が存在し、異性体ごとにその毒性は異なる。大気中にある場合には大気ダイオキシン類、水中にある場合には水質ダイオキシン類という。

○　大気汚染

大気が人間及び動植物にとって有害な物質で汚染された状態のこと。化石燃料の燃焼や金属冶金、化学工場などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に由来する。代表的な汚染物質としては硫黄酸化物や粉じん、浮遊粒子状物質など。

○　大腸菌数

大腸菌又は、これとよく似た性質を持った菌の総称。これが検出されるということは、その水が人畜の糞尿で汚染されていることを意味し、同時に消化器系の病原菌などによって汚染されている可能性を表している。

○　太陽光発電システム

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウムなどの半導体に光を照射することで電力が生じる性質を利用し、太陽光によって発電を行う方法のこと。

○ 脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

○ チウラム　$C_6H_{12}N_2S_4$

白色から薄紅色の粉末または粒状固形物で無臭。殺菌剤や鳥に対する忌避剤として農薬などの用途で幅広く使用される。アレルギーの原因物質となり、環境基準が定められている。

○ チオベンカルブ　$C_{12}H_{16}ClNOS$

淡黄色ないし茶色がかった黄色の液体。主に除草剤として使用される。紫外線により速やかに分解されるが、土壌中では分解に時間がかかり、長期的影響により水生生物に対して強い毒性を示すため環境基準が定められている。

○ 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

○ 地球温暖化係数

温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す数値。温室効果の強さを二酸化炭素の温室効果を１としたときの比率で表したもの。

○ 窒素　N

空気の78%を占める物質。工場などの排水や生活排水にも含まれている。水域の富栄養化の原因となり、透明度の低下や魚介類のへい死などの水域の利用上の障害が発生する。

○ 窒素酸化物　NO、NO_2、NO_X

焼却過程に伴って燃料中に含まれる窒素や空気中の窒素が酸化されて一酸化窒素が生成する。これは空気中で徐々に酸化され二酸化窒素に変化する。窒素酸化物はそれ自体が有害で、高濃度で呼吸障害を引き起こし、炭化水素と結びついて光化学オキシダントを生成する。

○ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

陰イオン界面活性剤の一種で中性洗剤として使用される。硬水や酸にも安定していて洗浄力が強いが、環境中で分解しにくいため、環境基準が定められている。

○ 低公害車

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

○ 低炭素建築物認定制度

市街化区域などに建築される建築物であって、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられており、省エネルギー性能を有したものについて、市町村長または都道府県知事が認定できるもの。認定を受けた一定の新築住宅は税制優遇措置の対象となる。

○ 低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素排出量の削減を実現した社会のこと。

○ テトラクロロエチレン　C_2Cl_4

有機塩素系溶剤の一種でトリクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。人に対して毒性があり環境基準が定められている。

○ 天然ガス

一般に、天然に産出した炭化水素ガスのことを指し、メタンを主成分とする。エネルギー源や化学品の原料として使用される。温室効果ガスの排出量が石炭や石油より少なく、化学燃料の中では最も環境にやさしいエネルギーとされる。貯蔵・運搬のために液化したものはLNG（液化天然ガス）と呼ばれる。

○ 銅　Cu

天然に産出する鉱物資源。精錬する際に有害物質が発生し、足尾鉱毒事件の原因となった。水生生物に対する毒性は非常に強く、環境基準が定められている。

○　透視度

水質の状態を確認する指標の一つで、透明度を見る。筒状の入れ物に検体を入れて上から覗き、底に描いてある線がぎりぎり見える深さを表す。

○　動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。世界保健機構で確認されているだけでも 200 種類以上あり、代表的なものとしては狂犬病、マラリア、エボラ出血熱など。

○　特定外来生物

外来生物のうち、特定外来生物被害防止法で指定されたもの。在来の生態系に著しく害を及ぼす可能性がある生物が指定される。

○　特定建設作業

くい打機、びょう打機などを使用する作業など、著しい騒音、振動が発生する建設作業のうち騒音規制法、振動規制法などで規制の対象としているもの。

○　特定施設

公害法令で規制の対象となっている施設で、種類、規模別に定められている。特定施設を設置する場合は所定の届出が必要で、これらの施設を有する工場を特定工場という。

○　都市公園

都市計画に「都市公園」として定められた公園や緑地で地方公共団体によって設置されたもの。

○　土壌汚染

土壌が人間にとって有害な物質で汚染された状態のこと。工場などの操業に伴い、有害な物質を含む液体が地下に浸み込んだ場合などに発生する。人間の活動が原因のものだけでなく、自然的原因で汚染されたものも含まれる。

<u>な　行</u>

○　ナッジ

「ひじで小突く」「そっと押して動かす」の意味。行動科学の知見から、人が意思決定する際の環境をデザインすることで、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

○　鉛　Pb

天然に存在する金属鉱物であるが、大量に人体に入った場合には急性中毒を起こす。また、長期的に摂取した場合には体内に蓄積されて毒性をもつ。魚介類による濃縮性などもあるため環境基準が定められている。

○　二酸化硫黄　SO_2

主要な大気汚染物質の一つで、刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生するほか、製鉄、銅精錬工程からも排出する。人に対しては呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として四日市ぜんそくの原因物質である。環境基準が定められている。

○　二酸化炭素　CO_2

光合成の材料となる無色無臭の気体。大気中での濃度は 0.04％程度と微量であるが、温室効果を持ち、地球温暖化の原因物質の一つとされる。化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少などによって年々増加している。

○　二酸化窒素　NO_2

主要な大気汚染物質の一つで、赤褐色の気体。ボイラーや自動車などの燃焼過程から一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。高濃度では急性呼吸器疾罹患率が増加するとされ、環境基準が定められている。

○　ノニルフェノール　$C_{15}H_{24}O$

アルキルフェノール類に分類される有機化合物。ゴム用老化防止剤や酸化防止剤の原料として利用される。環境ホルモンとしての疑いがあり、環境基準が定められている。

○　ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンによって抽出される不揮発性物質の総称で、一般的に水中の油分などを表す指標として用いられている。

は　行

○　排出係数

当該燃料、距離などの1当該単位当たりの活動に伴い排出される大気汚染物質などの量を表したもの。例えば、ガソリンの二酸化炭素に関する排出係数は1Lあたり2.322kg-CO_2なので、ガソリンを10L消費した場合には23.22kgの二酸化炭素が排出されたと計算される。

○　パリ協定

平成27年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年毎に提出・更新する」ことなどが盛り込まれている。

○　ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くと都市を中心とした「島」があるように見える現象。

○　ビオトープ

野生生物が生息する空間のこと。生態系として捉えることのできる最小の地理単位を意味することもあり、都市内の空き地や校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。生物を意味するビオ(Bio)と場所を意味するトープ(Tope)を合成したドイツ語。

○　東日本大震災

平成23年3月11日に発生した大規模災害。人的、経済的被害が極めて大きく、福島第一原子力発電所で放射性物質の漏洩が起きるなど、その後のエネルギー情勢に大きな影響を与えた。

○　ヒ素化合物　As

殺虫剤などに用いられる猛毒。中毒になると発疹、頭痛、血尿などの症状が現れ、様々な神経障害の原因となり、環境基準が定められている。

○　フードバンク事業

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業。

○　フェノール類

芳香族化合物のベンゼン環の水素がOH基で置換された化合物の総称。化学工場などの排水や道路の洗浄水などが汚染源となる。魚類や微生物などに悪影響を与え、人間にとっても有害であるため、排水基準が定められている。

○　フッ素　F

天然にはフッ化物イオンとして広く存在している物質。主な用途としてはフッ素系樹脂などの製造原料やガラスのつや消しなどがある。人体への影響としては中枢神経障害が知られており、少量では虫歯予防効果があるが、それ以上になると悪影響を及ぼすため、環境基準が定められている。

○　フロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性がないため、冷媒やスプレーの噴射剤など幅広く使用されていた。しかし、塩素を含むフロンについては成層圏に達してオゾン層の破壊に影響があることがわかり、現在は規制が進められている。代替フロンとして使用されているHFCは塩素を含まないためオゾン層を破壊しないものの、温室効果があるため排出削減が進められている。

○　粉じん

ベルトコンベア、破砕機、ふるい、堆積物の風による飛散などにより発生する大気中に拡散した個体粒子をいう。

○　ベンゼン　C_6H_6

無色透明の液体で独特のにおいがあり、揮発性、引火性が高い。自動車のガソリンに含まれ、排出ガスからも検出される。高い発がん性があり、環境基準が定められている。

○　放射線

Ｘ線、γ線などの電磁波並びにα線、β線、中性子線などの粒子線の総称。宇宙や大地、大気などあらゆるものから出ているが、強度によっては人体に有害である。また、放射線を出す能力を放射能、放射線を出す物質を放射性物質という。

○　ホウ素　B

黄色・褐色の無定形粉末で植物及び動物の必須元素の一つ。主な用途として、鉄合金などの硬さ増加剤や着火防止剤などがあり、化合物はガラス工場やメッキ工場、電気機器工場などで使用される。人体への影響として中枢神経障害があり、環境基準が定められている。

○　ボランタリークレジット

国内外のプロジェクトによる排出削減量や吸収・除去量を、民間の認証機関によって「クレジット」としたもの。

○　ホルムアルデヒド　CH_2O

常温では無色の可燃性の刺激的気体で、37%水溶液はホルマリンと呼ばれる。蒸気、水溶液どちらも強い毒性があり、シックハウス症候群の原因となるほか、発がん性があるとされており、環境基準が定められている。

ま　行

○　見える化

環境においては、カーボンフットプリントや環境家計簿など、通常では見えにくい温室効果ガスの排出抑制の取り組みを可視化するための取り組み。

○　ミニカー

道路交通法施行規則によって定められる、総排気量 0.050 リットル以下または定格出力 0.60 キロワット以下の原動機を有する普通自動車のこと。

○　面的利用

エネルギーの面的利用を指し、個々の建物ではなく、複数の建物でエネルギーの最適化を図ること。

や　行

○　野外焼却行為

野焼き。野外で落ち葉や木の枝、藁、ごみなどを燃やす行為。群馬県条例で禁止されている。

○　屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。

○　有害化学物質

有機塩素系化合物、ダイオキシン類など、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

○　有機塩化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン）

優れた脱脂、洗浄作用があり、機械加工部品の洗浄、ドライクリーニング作業などに使用されている物質。体内に蓄積すると、肝臓、腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発がん性の疑いもある。

○　有機性汚濁

水質汚濁の中で、炭化水素やたんぱく質などの有機物質により汚染されているもの。富栄養化や、腐敗して悪臭が発生する原因になる。

○　遊休農地

農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて明らかに低い農地のこと。耕作放棄地も含む。

○　有機リン化合物

リンを含む有機化合物の総称で、農薬として使用されている。毒性が高いものがあり、環境基準が定められている。

○　湧水地

地下水が地表に湧出する地点。湧き水。太田市においては大間々扇状地に降った雨や地下浸透した水が新田地域に湧きだすものが多く、湧水地として管理されている。

○　溶解性鉄

通常二価か三価のイオンとして存在し、通常の自然水の濃度では毒性が問題になることはない。濃度が高いと水に臭味や色をつけるほか、配管内に析出するため、健康上の問題ではなく利水上の問題から排水基準が定められている。

○溶解性マンガン

多量に摂取すると慢性中毒を引き起こすが、毒性は強くなく、水中のマンガンでは毒性が問題になることはない。溶解性鉄と同様に健康上の問題ではなく利水上の問題から排水基準が定められている。

ら　行

○　リサイクル

資源として再利用すること。一度使ったものをゴミとして廃棄せずに、別の製品の原料として再利用することをいう。

○　リデュース

ごみを減らすこと。ごみの発生量や資源の使用量を減らす事だけでなく、購入した製品を直して使ったり、長く使えるものを選んで購入したりすること。

○　リフューズ

不要なものを買わない、断ること。不要なレジ袋や包装紙、割りばしなどを購入時に断り、必要なもの以外は買わないこと。

○　硫化水素　H_2S

常温では無色の気体で、特有の悪臭（腐卵臭）がある。還元剤として幅広く利用されており、悪臭の原因となるため排水基準が定められている。

○　硫化メチル　C_2H_6S

常温では無色の液体で、腐ったキャベツのような悪臭がある。水に不溶で、発生源としてパルプ製造工場などの化学工場がある。

○　リユース

繰り返し使うこと。リサイクルと違い資源としての利用ではなく、古着やおもちゃをフリーマーケットで販売・購入するなどそのままの形で再利用すること。

○　リン　P

一般に人体や食物にも含まれているほか、工場などの排水や生活排水に含まれている。水域の富栄養化の原因となり、透明度の低下や魚介類のへい死などの水域の利用上の障害が発生する。

○　レッドデータブック

「レッドリスト」に掲載されている種について生息状況や減少要因などを取りまとめた本。

○　レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

発　行　　**太田市**

〒 373-8718
太田市浜町 2 番 35 号

発行日　　令和 6 年 12 月

編　集　　**太田市産業環境部　環境対策課**

電話：0276(47)1893
FAX　：0276(47)1881
URL　：https://www.city.ota.gunma.jp